

2019年度（平成31年度） スマートエネルギーエリア形成推進事業

手続きの手引き

（2019年9月）

〈お問い合わせ先・申請書の提出先〉

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター（愛称：クール・ネット東京）

ホームページ：<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/smartenergy/>

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9：00～17：00

〒163-0810

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル10階

TEL：03-5990-5085 FAX：03-6279-4697

Eメール：cnt-smart@tokyokankyo.jp

東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人等の中から一つを、都道府県知事等が指定するものです。

東京においては、財団法人東京都環境整備公社（現公益財団法人東京都環境公社）が平成20年2月4日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年4月1日に活動を開始しました。

スマートエネルギーエリア形成推進事業

公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」といいます。）が実施する本助成金交付事業につきましては、東京都（以下「都」といいます。）の出えん金を基にした基金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められています。当然ながら、公社としても助成金に係わる不正行為に対しては厳正に対処いたします。

そこで、本助成金に申請をされる方、申請後助成金を受給される方におかれましては、以下の点について、十分にご認識された上で、申請・受給されますよう、お願いいたします。

1. スマートエネルギーエリア形成推進事業（以下「本事業」といいます。）については、スマートエネルギーエリア形成推進事業実施要綱（平成27年8月18日付27環地環第193号環境局長決定。以下「実施要綱」といいます。）及びスマートエネルギーエリア形成推進事業助成金交付要綱（平成27年9月16日付27都環公総地第844号。以下「交付要綱」といいます。）に基づき実施いたします。
 2. 本助成金の申請者が公社に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。
 3. 助成対象経費については、交付決定前に、発注、契約等を行っていた場合は、助成金を交付することはできません。
 4. 以上「2.」「3.」の事項に違反した場合は、公社からの助成金の交付決定及びその他の決定を取り消します。また、公社からの助成金が既に交付されている場合は、その金額に加算金（年10.95%の利率）を加えてお返しいただくこととなります。
-

事業の概要

1. 1	背景	1
1. 2	目的	1
1. 3	事業のスキーム	2
1. 4	スケジュールのフロー図	3
1. 5	助成内容	
1. 5. 1	助成対象事業者	4
1. 5. 2	助成対象事業	4
1. 5. 3	助成対象経費	8
1. 5. 4	助成金の額	9
1. 5. 5	交付の条件	10
1. 5. 6	契約について	12

2. 申請の方法

2. 1	募集期間	13
2. 2	申請書類	13
2. 3	申請書類の提出	13
2. 4	事業計画作成及び申請にあたっての留意事項	15
2. 5	審査	18
2. 6	交付決定	20
2. 7	助成事業の開始から工事完了まで	20
2. 8	助成金の額の確定	26
2. 9	助成金の交付	27
2. 10	交付決定の取消し	27
2. 11	交付決定後の注意事項	27
2. 12	調査等、指導・助言	29
2. 13	事業効果の報告	29

スマートエネルギーエリア形成推進事業

2. 14	個人情報等の取り扱い	30
2. 15	都が実施する制度・取組みについて（ご紹介）	30
3.	よくある質問等（Q&A）	32
4.	申請書類作成要領	45
5.	実施要綱・交付要綱	75

1 事業の概要

1.1 背景

東京都（以下「都」という。）では、気候変動対策に先導的に取り組むとともに、災害に備え、かつ、都市の魅力と知的生産性の向上を図るため、低炭素・快適性・防災力を同時に実現する「スマートエネルギー都市」を目指した取組を進めています。

地産地消の東京産エネルギーの創出を拡大し、低炭素にも配慮しながら、災害時にも都市機能が止まることのない都市づくりを推進することは、スマートエネルギー都市の実現に向けた重要な取組となります。

このため、都では、エネルギーマネジメントを実施し、デマンドレスポンスの実行を可能にする体制を構築すること等を条件に、コージェネレーションシステム（以下「CGS」という。）又は熱電融通インフラ（以下「融通インフラ」という。）に対する助成制度を創設し、低炭素で高効率な自立・分散型電源の普及拡大を目指すことといたしました。



1.2 目的

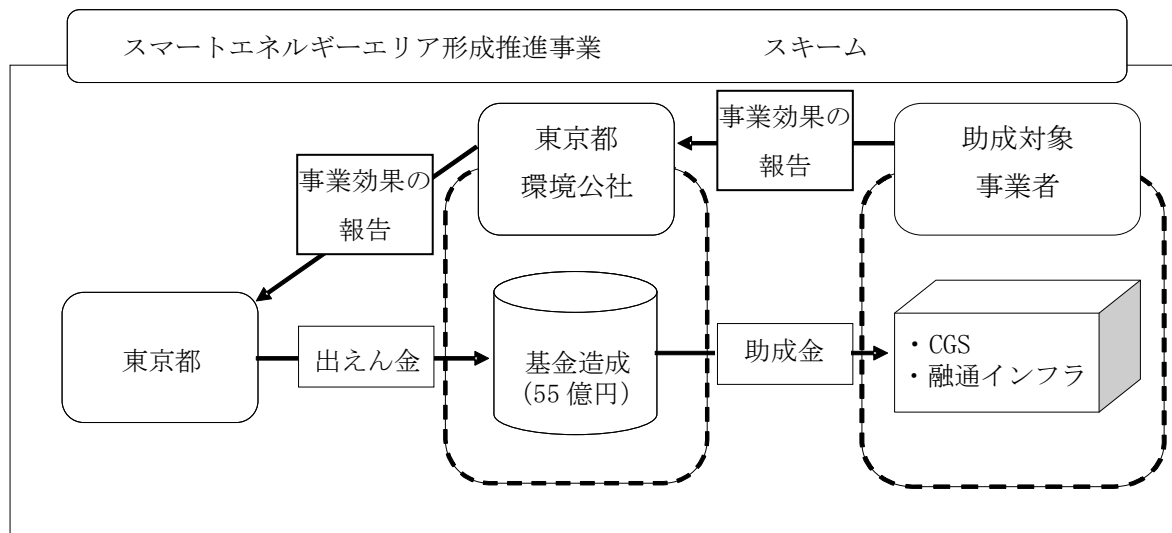
スマートエネルギーエリア形成推進事業（以下「本事業」という。）は、平常時は系統電力の依存度を下げつつ、高効率な自立・分散型エネルギーの利用と融通インフラの活用による自立分散型電源を有する建築物周辺の建築物への電力や熱の融通を促進し、災害時には都民生活を守り都市機能を維持することを目的に、天然ガス等を燃料としたCGSの設置や融通インフラの整備を促進するため、その経費の一部について助成を行うものです。

スマートエネルギーエリア形成推進事業

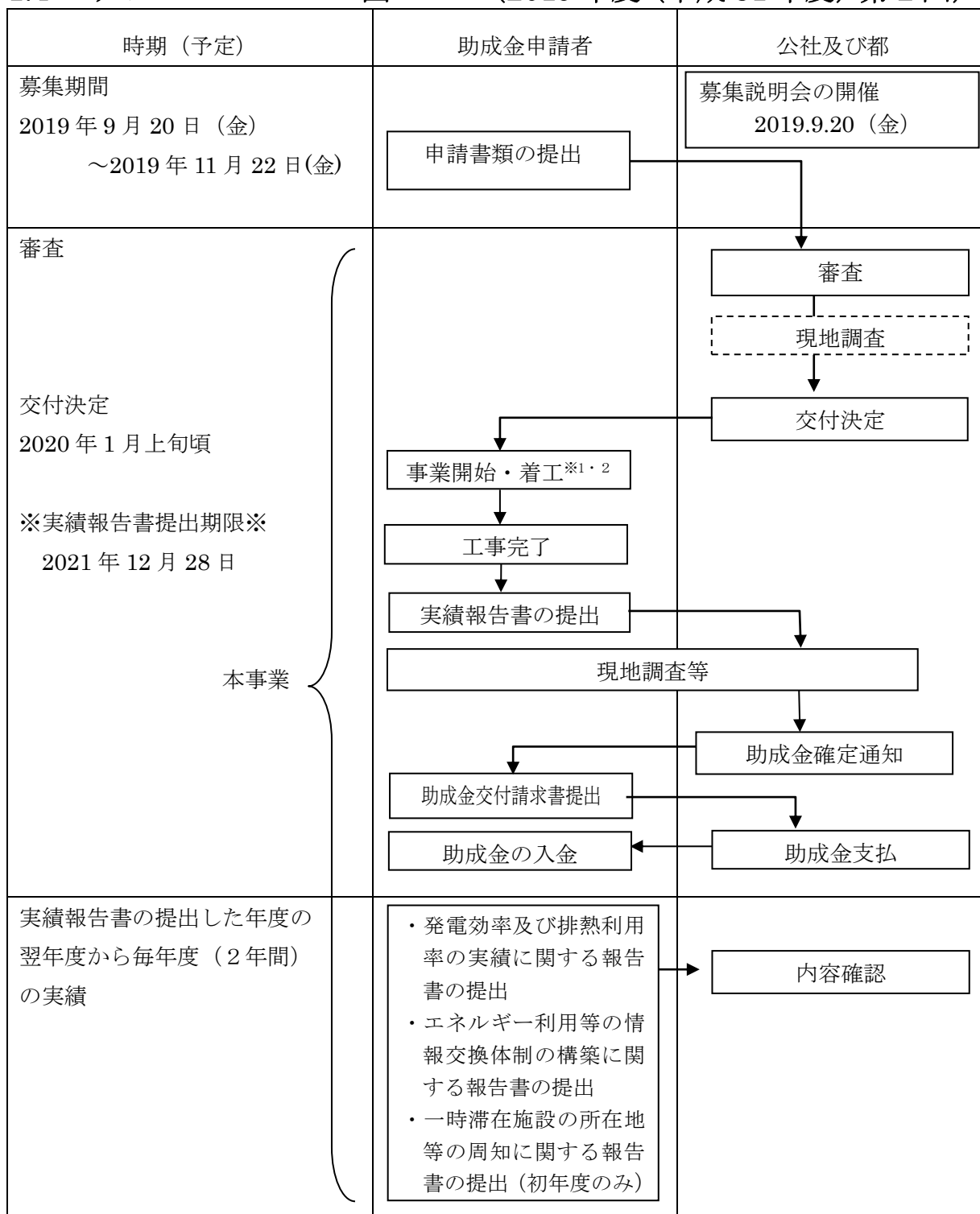
1.3 事業のスキーム

本事業では、都からの出えん金によって、2015年度（平成27年度）から2021年度（令和3年度）までの期間において、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）に55億円の基金を造成します。この基金をもとに、都内の建築物においてCGS又は融通インフラの設置に対し、その経費の一部について助成を行うものです。

本事業のスキームは、次のとおりです。



1.4 スケジュールのフロー図 (2019年度（平成31年度）第2回)



※1 事業開始・着工とは、助成対象事業が実施されることが担保される行為（詳細設計など）の着手とします。

※2 交付決定後、6か月以内に着工してください。

1.5 助成内容

1.5.1 助成対象事業者

助成金の交付対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、次に挙げる者とします。

- (1) 都内において 1.5.2 の助成対象事業を実施しようとする事業者とする。ただし、国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人並びに国及び地方公共団体の出資又は費用負担の比率が 50%を超える法人は除く。
- (2) 過去に税金の滞納がない事業者、刑事上の処分を受けていない事業者その他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる事業者とする。
- (3) CGS 又は融通インフラが建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項の区分所有者の全員の共有に属する場合にあっては、同法第 25 条第 1 項の管理者、同法第 47 条第 2 項の管理組合法人を助成対象事業者とする。

注) ビル所有者、熱電供給事業者、ESCO 事業者及びリース事業者の他に、ビル 1 棟を全棟借りしたテナント（ビル所有者の同意書が必要）も、助成対象事業者として申請可能です。

1.5.2 助成対象事業

助成対象事業は、都内で以下の全ての要件を満たす CGS 又は融通インフラを設置する事業とします。なお、助成対象事業・対象外の事業区分を 7 ページに記載しますので、参照ください。

(1) CGS について

- ① CGS で使用する燃料は、天然ガスを主原料とするもので、次のとおりとします。ただし、災害等の理由により燃料の供給が途絶した場合はこの限りではありません。
 - ・ 天然ガス
 - ・ 液化天然ガス
 - ・ 天然ガス又は液化天然ガスを主原料（組成比が一番高いものを「主」とする。）とし、且つ炭素換算係数が（天然ガス×1.10）未満のガスとする。なお、天然ガスの炭素換算係数については、「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」に定める係数を用いる。
- ② 自立分散型電源とします。
- ③ 1 台当たりの発電出力が 30kW 以上の場合は、次の条件を満たすこととします。

$$2. \quad 17 \times \text{発電効率} (\%) + \text{排熱利用率} (\%) > 87\%$$

この場合において、発電効率及び排熱利用率は、いずれもパーセントで表した値とし、発電効率は、定格値（高位発熱量基準）を用いるものとします。

発電効率は、CGS の仕様書に記載された定格発電出力から補機に使用される所要電力を差し引いた実効電力とします。なお補機の所要電力が不明の場合は補機分の

スマートエネルギーエリア形成推進事業

所要電力として定格発電出力の10%を差し引いた値とします。排熱利用率は、年間の有効活用された熱量を燃料使用量から計算される全熱量（高位発熱量基準）で除した数値（パーセント表示）です。

- ④ 1台当たりの定格発電出力が30kW未満の場合は、東京都低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定制度の認定を受けたものとします。
- ⑤ 発電出力（一つの施設における発電設備を複数台設置する場合は、その合計出力とします。）が50kW以上であることとします。

また、発電出力は、CGSを設置する建築物及びCGSから電力の供給を受ける建築物の最大需要電力の合計の10%以上であることとします。

- ⑥ 更新設置の場合は、発電出力の合計が、既設のCGSの発電出力の合計より大きいこととします。
- ⑦ 対象設備には、燃料使用量及び排熱利用量を測定する専用の計測装置を取り付けることとします。
- ⑧ 未使用品であることとします。
- ⑨ 本事業において交付決定を受けたCGSを設置した建築物に設置するものでないこととします。

(2) 融通インフラについて

- ① 新規設置であることとします。
- ② 更新設置又は新規設置であるコージェネレーションシステムから発生する熱又は電気を複数の建物間で融通するもの、又は既にコージェネレーションシステムを設置している建築物（既に他の建築物との間で熱又は電力を融通している建築物は除く。）と接続されるものであることとします。
- ③ 未使用品であることとします。
- ④ 本事業において交付決定を受けたCGS又は熱電融通インフラを設置した建築物と接続するものでないこととします。
- ⑤ 東京都の「オフィスビル等の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業」において交付決定を受けたCGSを設置した建築物に熱電融通インフラを設置する場合は、CGSを増設することで助成対象となります。ただし融通インフラモデル（「1.5.4 助成の額」参照）での申請はできません。詳しくは公社にお問い合わせください。

(3) 付帯要件

助成対象事業者は、以下の要件を満足するものとします。

① エネルギーマネジメントの実施とデマンドレスポンスの実施体制の構築

CGSを設置する建築物及び供給対象建築物においてエネルギーマネジメントを実施し、デマンドレスポンスの実行を可能にする体制を構築してください。

② CGSを設置する建築物又は供給対象建築物における公衆無線LANの無償利用が可能な一時滞在施設の確保

CGSを設置する建築物又は供給対象建築物において公衆無線LANの利用が無償で行うことができる一時滞在施設を確保し、災害時等に系統電力が途絶えた場合においてCGSから一時滞在施設に必要な電力を供給することで、当該施設の機能維持

スマートエネルギーエリア形成推進事業

及び活用ができるようにしてください。ただし、CGSの損壊その他やむを得ない理由により、CGSの活用ができなかったときは、この限りではありません。

③ 設置する一時滞在施設の、インターネット等による一般への周知

インターネットの利用その他適切な方法により、当該施設が災害時等に一時滞在施設となる旨、当該施設の所在地等を一般に周知してください。

④ 再生可能エネルギー機器、電気自動車用急速充電器又は燃料電池自動車の導入

交付決定の通知を受領した日から実績報告書の提出を行う日までの間に、再生可能エネルギー機器、電気自動車用急速充電器又は燃料電池自動車を導入してください。

・ 再生可能エネルギー機器：

再生可能エネルギー機器とは、再生可能エネルギー（太陽光又は太陽熱、水力、風力、バイオマス及び地熱等のエネルギーをいう。）を熱又は電気に変換する機器で、発電量が年間1万kWh以上、又は熱量（一次エネルギー換算量）が年間97.6GJ以上見込めるものをいう。

CGSを設置する建築物又は供給対象建築物の敷地内に設置すること。ただし未使用品に限る。

・ 電気自動車用急速充電器

電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電池の充電を制御する機能を有し、定格出力が10kW以上のもの（充電に必要な装置一式を備えるものに限る）を、CGSを設置する建築物又は供給対象建築物の敷地内に1台以上設置すること。ただし未使用品に限る。

・ 燃料電池自動車：

交付決定通知書を受領した日後に初度登録された自動車（中古のものを除く）を、東京都内を本拠として使用する燃料電池自動車を1台以上保有すること。

(注) 「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」（平成24年9月10日 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会）に規定する一時滞在施設に準ずる施設を災害時に開設することができるよう必要な設備を用意した施設。

具体的には、「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」（平成24年9月10日 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会）を参照してください。

【本事業の助成対象・助成対象外の区分について】

1. エリア形成助成事業の対象となる融通インフラを設置する事業所及び事業者は、熱電エネルギーを供給できる事業所及び事業者であること。
2. 熱エネルギーのみを供給する熱供給事業者がCGSを設置しない場合、熱融通インフラの新增設は、助成対象外とする。
3. 同一開発地区での融通インフラを含むCGS申請は、1申請とする（次頁参照）。

スマートエネルギーエリア形成推進事業

・助成対象・助成対象外の区分表

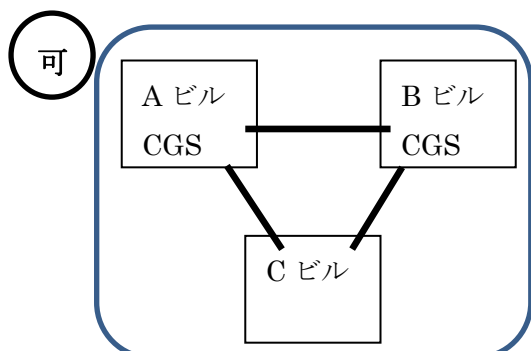
CGS	融通 インフラ	助成対象		備考
		CGS	インフラ	
新設	新設	○	○	
	無	○	—	
増設	新設	○	○	※
	無	○	—	
既設	新設	—	○	※
	増設	—	×	

※ 東京都の「オフィスビル等の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業」において交付決定を受けたCGSを設置した建築物に熱電融通インフラを設置する場合は、CGSを増設することで助成対象となります。ただし融通インフラモデル（「1.5.4 助成の額」参照）での申請はできません。

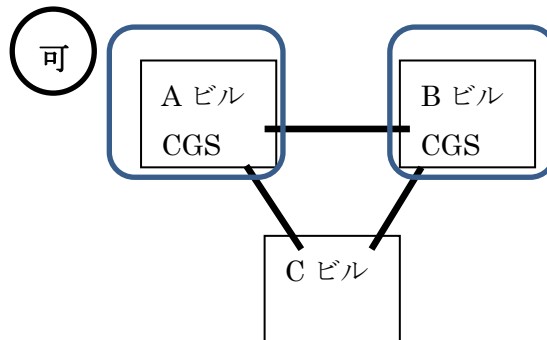
助成対象「○」：助成対象となります。

助成対象「×」：助成対象外となります。

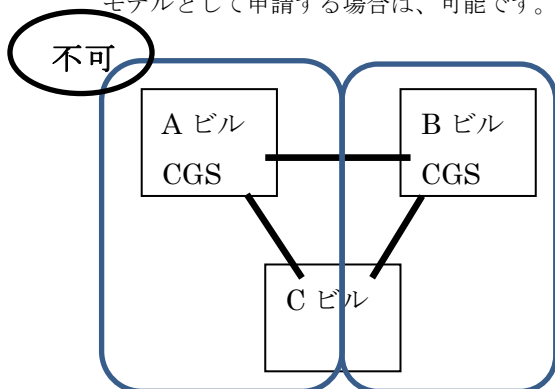
・同一再開発地区における助成申請の可否



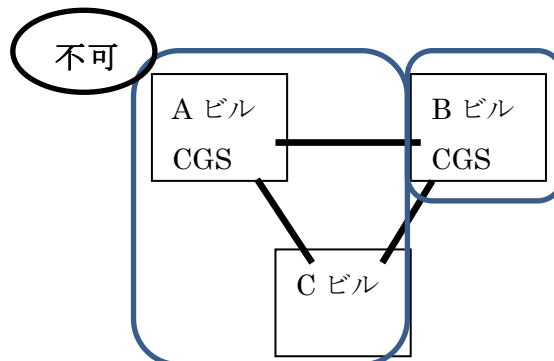
Aビル・Bビル所有者が共同で融通インフラモデルとして申請する場合は、可能です。



Aビル及びBビル所有者が各々でCGS単体モデルとして申請する場合は、可能です。



Aビル所有者とBビル所有者が別々に融通インフラモデルとして、申請することは、不可です。



Aビル所有者が融通インフラモデルとして申請し、同時期に、Bビル所有者がCGS単体モデルとして申請することは、不可です。

スマートエネルギーエリア形成推進事業

1.5.3 助成対象経費

- (4) 助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業に要する経費のうち、次に掲げるもので、公社が必要かつ適切と認めたものとします。

項目	主要設備等	付帯設備等
CGS	<ol style="list-style-type: none"> CGS 設備（ガスエンジン・ガスタービン・燃料電池・発電機） 排熱利用設備（吸収式冷温水発生機・蒸気吸収式冷凍機・排熱投入型吸収式冷凍機・アンモニア吸収冷凍機・デシカント空調機） 詳細設計（機器装置の設計、システム設計等、但し基本設計に係るものは対象外） 工事費用（材料費を含む） その他公社が必要と認めるもの。 	<ol style="list-style-type: none"> 自立分散電源設備（系統連系保護リレー・自立分散電源装置・制御装置・安全装置・配電盤・操作盤・エンクロージャ） 吸気・ガス供給設備（圧縮機・ガス圧縮機） 冷却設備（冷却塔・冷却水ポンプ・1次熱交換器・排熱ボイラ・給水ポンプ・給水タンク・水処理装置・ドレンタンク・ブラインポンプ・ブラインタンク） 排ガス処理設備（排送風機・集塵装置・脱硝装置・排ガスダクト・煙道・煙突） 熱利用機器冷却設備（冷却塔・冷却水ポンプ） 熱利用機器（冷温水ポンプ・冷温水タンク） 詳細設計（機器装置の設計、システム設計等、但し基本設計に係るものは対象外） 工事費用（材料費を含む） その他公社が必要と認めるもの。
融通インフラ	<ol style="list-style-type: none"> 電力融通供給設備（電力供給配線路） 熱融通供給設備（熱融通地域導管） 電力融通受入設備 熱融通受入設備 詳細設計（機器装置の設計、システム設計等、但し基本設計に係るものは対象外） 工事費用（材料費を含む。ただし、土木工事を除く） その他公社が必要と認めるもの。 	<ol style="list-style-type: none"> 融通用饋電盤 配線用電線及び付属品 冷温水・蒸気配管 2次熱交換器 ビル内の冷暖房用個別冷温水配管は助成対象外です。 詳細設計（機器装置の設計、システム設計等、但し基本設計に係るものは対象外） 工事費用（材料費を含む） その他公社が必要と認めるもの。

注1 全ての諸経費は、助成対象経費となりません。

注2 上記設計費、設備費及び工事費に係わる消費税相当額は、助成対象経費となりません。

スマートエネルギーエリア形成推進事業

- 注3 土地の取得及び賃借に要する経費は対象になりません。
- 注4 過剰であると見なされるもの、汎用性のあるもの、予備若しくは将来用のもの又は本事業以外において使用することを目的としたものに要する経費は対象になりません。
- 注5 中古の設備については、助成対象経費とは認められません。
- 注6 撤去費、移設費、処分費は、対象になりません。
- 注7 配管及び配線については、対象設備に係るものが対象となります。
- 注8 国内での販売実績のない新型機器については、実証試験結果の信頼性が認められる場合に限り、助成対象となります。

1.5.4 助成金の額

1.5.3の助成対象経費について、以下の助成率表に示す助成率を用いて助成します。

助成率表

【融通インフラモデル】（CGSに融通インフラを新たに接続する場合）

		CGS	融通インフラ
都単独	補助率	1 / 2 以内	1 / 2 以内
	上限額	4 億円	1 億円
国等補助併給		①（経費×1 / 2 - 国等の補助金） ②（経費×1 / 6） ①②のいずれか低い額	①（経費×2 / 3 - 国等の補助金） ②（経費×1 / 6） ①②のいずれか低い額
	上限額	1. 3 3 億円	0. 3 3 億円

【単独モデル】

		CGS	融通インフラ
都単独	補助率	1 / 4 以内	1 / 2 以内
	上限額	1 億円	1 億円
国等補助併給		①（経費×1 / 2 - 国等の補助金） ②（経費×1 / 6） ①②のいずれか低い額	①（経費×2 / 3 - 国等の補助金） ②（経費×1 / 6） ①②のいずれか低い額
	上限額	0. 6 7 億円	0. 3 3 億円

- 注1 CGS又は融通インフラの設置に際しては、都単独助成の場合と国等の補助金の併給の場合では、助成率及び上限額が異なります。
- 注2 助成金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします（円単位で項目ごとに算定した上で、合計額について千円未満は切り捨ててください。）。
- 注3 工事完了後の助成金の交付となりますので、助成事業期間中は借入金等で必要な資金を調達する必要があります。

また、本年度の予算は、（3億円）＋（前年度までの繰り越し額）となります。

スマートエネルギーエリア形成推進事業

【参考】申請パターン

融通インフラモデル	単独モデル
<ul style="list-style-type: none"> CGS+融通インフラ 	<ul style="list-style-type: none"> CGS 融通インフラ CGS+融通インフラ（オフィスビル等の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業において交付決定を受けたCGSを設置した建築物に融通インフラを接続する場合）

1.5.5 交付の条件

助成対象事業者は、以下の交付条件をすべて満たす必要があります。

- 申請時
 - ① 助成対象事業を実施する事業者であること。
 - ② 助成対象事業者は、CGS 又は融通インフラに係る経費に関して、本助成金以外に都の助成金又は給付金を受給しないこと。
 - ③ 本助成事業の交付決定前において、助成事業の発注、契約等を行っていないこと。
- 交付決定後
 - ④ 災害時等に系統電力が途絶えた場合において、CGS を設置する建築物及び供給対象建築物は、CGS から熱又は電力の供給を受けて事業の継続を図ること。但し、CGS の損壊その他やむを得ない理由により、CGS の活用ができなかったときは、この限りでない。（交付要綱第 10 条一）
 - ⑤ CGS の発電効率及び排熱利用率を検証するため、必要な計測機器を設置するとともに、交付要綱第 21 条第 1 項の規定により実績報告書を提出した日の属する年度の翌年度から起算して 2 箇年度、各年度の発電効率及び排熱利用率の実績について、翌年度の 5 月末日までに、発電効率及び排熱利用率の実績に関する報告書（第 4 号様式）及び別表第 2 に掲げる書類を公社に提出すること。（交付要綱第 10 条二）
 - ⑥ CGS を設置する建築物及び供給対象建築物において、エネルギーマネジメントを実施し、かつデマンドレスポンスの実行を可能にする体制を構築し（交付要綱第 10 条三）、エネルギー利用等の情報交換実績に関する報告書（第 5 号様式）を前号の報告書と同時に提出すること。
 - ⑦ CGS を設置する建築物又は供給対象建築物において、公衆無線 LAN の利用を無償で行うことができる一時滞在施設を確保し、災害時に系統電力が途絶えた場合において CGS から一時滞在施設に必要な電力を供給することで、当該施設の機能維持及び活用を図ること。但し、CGS の損壊その他やむを得ない理由により、CGS の活用ができなかったときは、この限りでない。（交付要綱第 10 条四）
 - ⑧ 一時滞在施設を確保する者は、インターネットの利用その他適切な方法により、当

スマートエネルギーエリア形成推進事業

該施設が災害時等に一時滞在施設となる旨、当該施設の所在地等を一般に周知し（交付要綱第10条五）、一時滞在施設の所在地等の周知の実績に関する報告書（第6号様式）を、実績報告書を提出した翌年度末までに、公社に提出すること。

- ⑨ 交付要綱第9条第3項の本助成金の交付決定の通知を受領した日から交付要綱第21条第1項に規定する実績報告書の届出を行う日までの間に、CGSを設置する建築物又は供給対象建築物において再生可能エネルギー機器若しくは電気自動車用急速充電器を導入し、又は東京都内において燃料電池自動車を導入すること。

- ⑩ 都及び公社が行う本事業の実施状況に関する情報の公表に協力すること。

- ⑪ CGSについては、交付要綱第5条に定める要件を満たすこと。

設置する自立・分散型電源は、以下の要件を満たすこと。

1 台当たりの発電出力が30kW以上の場合は次の条件を満たすこと。

$2.17 \times \text{発電効率}(\%) + \text{排熱利用率}(\%) > 87\%$

この場合において、発電効率は定格値（高位発熱量基準）を用いるものとする。また排熱利用率は、年間の有効活用された熱量を燃料使用量から計算される全熱量（高位発熱量基準）で除した数値（パーセント表示）とすること。

1 台当たりの定格発電出力が30kW未満である場合は、東京都低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定制度の認定を受けたものとする。

- ⑫ 交付要綱第10条第1項十四号から十七号の規定に従うこと。

- ⑬ リース（割賦販売を含む）事業者、ESCO事業者が助成対象事業を実施しようとする場合は、本事業の実施期限の日までの間、継続する当該助成対象事業で設置するCGSに係るリース契約、割賦販売の契約、パフォーマンス契約（以下「リース契約等」という。）を締結した契約者全員による共同申請をすること。

- ⑭ 熱電供給事業者が助成対象事業を実施しようとする場合は、本事業の実施期限の日までに、熱電需要契約を締結すること。

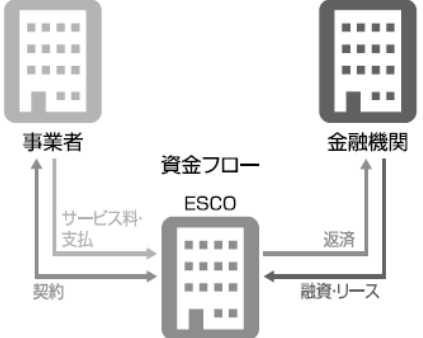
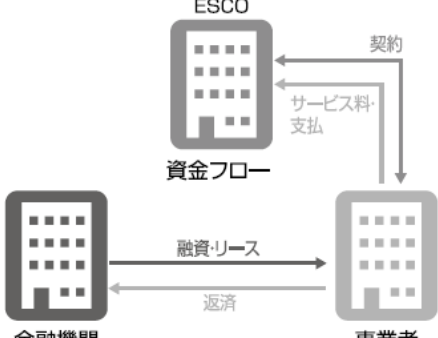
注1 ESCO契約とは、省エネルギー量の保証、費用負担及び実施期間等について明記されたパフォーマンス契約のことです。助成金相当分が減額されたESCO料金が設定され、本事業の実施期間、取得財産の適切管理を前提とする契約である必要があります。

注2 リースを利用する場合、リース料から助成金相当分が減額されていることを証明できる書類（助成金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト（調達金利根拠）、手数料、保険料、税金等を明示）の提示を条件に、助成対象事業者とリース事業者との共同申請を認めます。また、契約の際は、リース契約期間が、本事業の実施期間にわたって継続することを前提とした契約としてください。

注3 ESCO事業者は、助成事業の着手の日までに東京都ビジネス事業者等である必要があります。

注4 共同申請を行った助成事業者は、助成事業の着手の日までにリース契約（案）を作成し、提出してください。

スマートエネルギーエリア形成推進事業

シェアード・セイビングス契約	ギャランティード・セイビング契約
	
<ul style="list-style-type: none"> ESCO 事業者は、顧客となる事業者に対し改修工事等の実施による削減額を保証します。 ESCO 事業者が改修工事等の資金を確保します。 顧客となる事業者は、改修工事等によって実現される削減額から一定割合をESCO 事業者に支払います。 	<ul style="list-style-type: none"> ESCO 事業者は、顧客となる事業者に対し改修工事等の実施による削減額を保証します。 顧客となる事業者が改修工事等の資金を確保します。 顧客となる事業者は、改修工事等で実現する削減額から一定額を金融機関（資金調達先）に返済し、ESCO 事業者にサービス料を支払います。 本契約は、共同申請案件ではなく、事業者による単独申請案件となります。

⑮ 助成事業者は、原則一時滞在施設の設置者又は管理者であること。

ただし、助成対象事業者が一時滞在施設の設置又は管理者でない場合は、設置者の同意書を申請書に添付すること。

注1 本事業における、年間及び年度とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。

注2 助成対象設備について、本事業以外に都の補助等の重複申請を行い、本事業によって助成を受けることが決まった場合には、どちらかを辞退していただきます。

注3 都助成金の交付決定後に、都以外の他の補助金の交付決定を受けた場合、直ちに公社に計画変更申請書を提出すること。都の助成金は、助成対象経費の2分の1から、他の補助金で交付決定された額を差し引いた額に減額されます。

1.5.6 契約について

助成事業の実施に当たり、売買、請負その他（詳細設計を含む）の契約を行う場合は、入札、複数者からの見積書の徴収その他の方法により競争に付さなければならないこととします。ただし、当該助成事業の運営上、競争に付すことが著しく困難又は不適切である場合はこの限りではありません。

ただし、競争入札を行わない場合は、発注先選定理由書を提出してください。発注先選定理由書が妥当であるかを公社にて審査します。

契約の結果、第9条第3項の本助成金の交付決定で通知した助成対象経費が減額となった場合、原則として、本助成金の交付上限額は、契約後の助成対象経費により決定します。

2 申請の方法

2.1 募集期間

申請を行う場合は、下記の期間内に申請書類を提出する必要があります。

第2回：2019年9月20日（金）～2019年11月22日（金）

注1 募集期間を過ぎた後の提出は、受け付けられませんのでご注意ください。

	年度（西暦）									
	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
助成金募集期間	←————→									
	5年間（2015～2019年度）									
工事期間	←————→									
	実績報告書提出期限 2021年12月28日締切									
事業効果の報告				←————→						
	工事が完了した年度の翌年度から2年間事業効果の報告書提出（提出期限5月末日）									

2.2 申請書類

「4 申請書類作成要領」を参考に必要な書類をご用意いただき、「正本1部」を提出してください。なお、提出された申請書類について、返却はいたしませんので、助成金申請者用として控えを1部をご用意ください。

申請書類の様式については、公社のホームページからダウンロードし、ご活用下さい。

(URL <https://www.tokyo-co2down.jp/company/subsidy/smartenergy/index.html>)

2.3 申請書類の提出

(1) 提出方法

申請書類は、必ず公社担当者に事前予約を行った上で、直接お持ちください。

注1 「郵送」や「宅配便」での提出は認められません。

注2 共同申請の場合は、申請書類を提出する際、提出書類の説明ができる人がお持ちください。

注3 申請書類及び添付書類等については、本審査以外には使用しません。

注4 必要書類への記入漏れや不備等があった場合は、書類審査で不採択となることがありますので、漏れのないよう、提出前によく確認してください。

注5 申請書類について、公社より修正をお願いする場合があります。

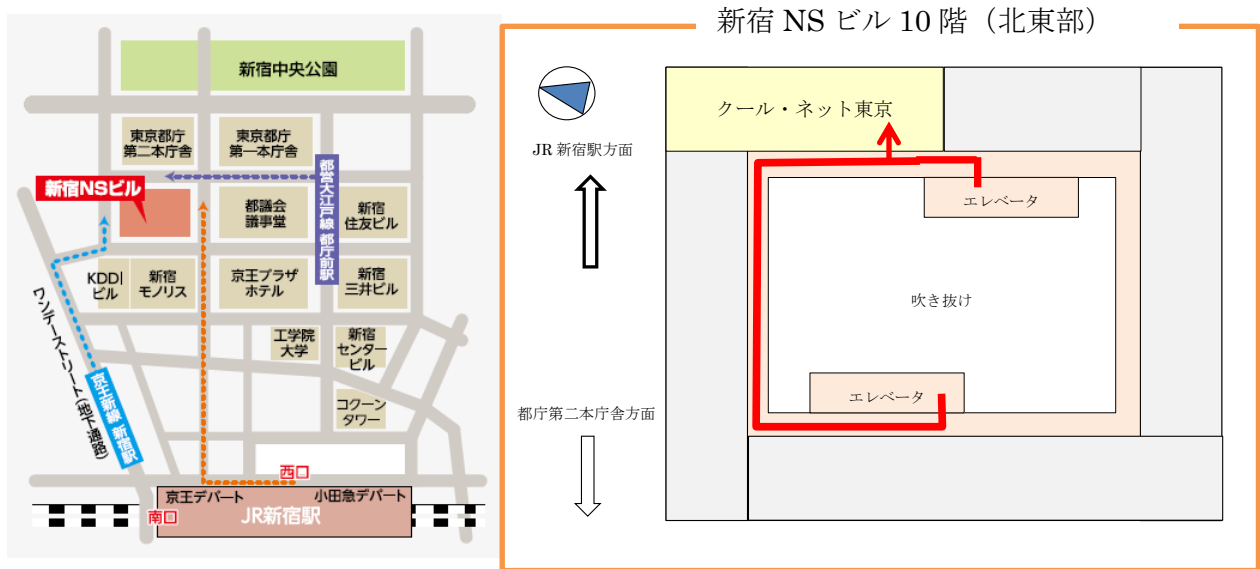
注6 提出された申請書類及び添付資料は、返却いたしません。

スマートエネルギーエリア形成推進事業

(2) 提出先

〒163-0810
東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル10階
公益財団法人 東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）
スマートエネルギー都市推進担当
（受付時間：土日祝祭日を除く9時00分から17時00分まで）
電話：03-5990-5085

(3) アクセス図、案内図



(4) 問い合わせ先

【制度に関する問い合わせ先】
東京都 環境局
地球環境エネルギー部 次世代エネルギー推進課
電話 03-5388-3402

【申請に関する問い合わせ先】
公益財団法人 東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）
スマートエネルギー都市推進担当
電話 03-5990-5085 FAX 03-6279-4697

2.4 事業計画作成及び申請にあたっての留意事項

(1) 事業計画作成及び申請上の留意点

- ① 事業計画の審査は、提出された助成金交付申請書（第1号様式）、助成事業実施計画書（第19号様式）及び関連資料をもとに行います。適正な判断を下せるよう、「4 申請書類作成要領」を参考に、適切に記述をしてください。
- ② また、助成対象事業者は、法令等を遵守することを誓約する誓約書（第22号様式）を提出してください。共同申請者がいる場合、全員の誓約書を提出してください。
- ③ 助成対象事業者が、一時滞在施設の所有者又は管理者ではない場合、一時滞在施設の所有者又は管理者の助成事業の実施に係る同意書（第21号様式）を提出してください。
- ④ 助成対象事業者に区分所有者又は共有者が該当する場合、区分所有者等の申請に係る同意書（第20号様式）を提出してください。
- ⑤ 申請にあたり、必要事項が適切に記載されていない、又は添付書類に漏れがある場合は、不採択となる場合があります。
- ⑥ 提出する書類はファイル綴じとし、資料ごとにインデックスを使用してください。
- ⑦ 必要に応じ、適宜、補足説明資料を添付することは可能です。なお、補足説明資料は印刷物に限り、かつ、必ずA4サイズ（A3折りたたみ可）としてください。
- ⑧ 助成金申請者・申請単位等については、以下のとおりです。よくお読みいただき、不備・誤りのないようご注意ください。

ア 助成金申請者

(ア) 一つの助成対象事業所に対して、一つの事業者とします。助成対象事業が異なれば、同一事業者でも同時申請が可能です。

(イ) ESCO 契約に当たっては、パフォーマンス契約に関する内容のほか、本事業の実施期限まで善良なる管理者の注意をもって適切に管理しなければならない旨を記載した ESCO 契約としてください。

(ウ) リース（割賦販売を含む。）事業者又は ESCO 事業者が助成対象事業を実施しようとする場合は、本事業の実施期限の日までの間、継続する当該助成対象事業で設置する CGS に係るリース契約、割賦販売の契約、パフォーマンス契約（以下「リース契約等」という。）を締結した契約者全員による共同申請としなければなりません。

リース契約、ESCO 契約においては、料金から助成金相当分が減額されていることを証明できる書類を忘れずに添付し、当該契約期間が、本事業の実施期限まで継続することを記載してください。

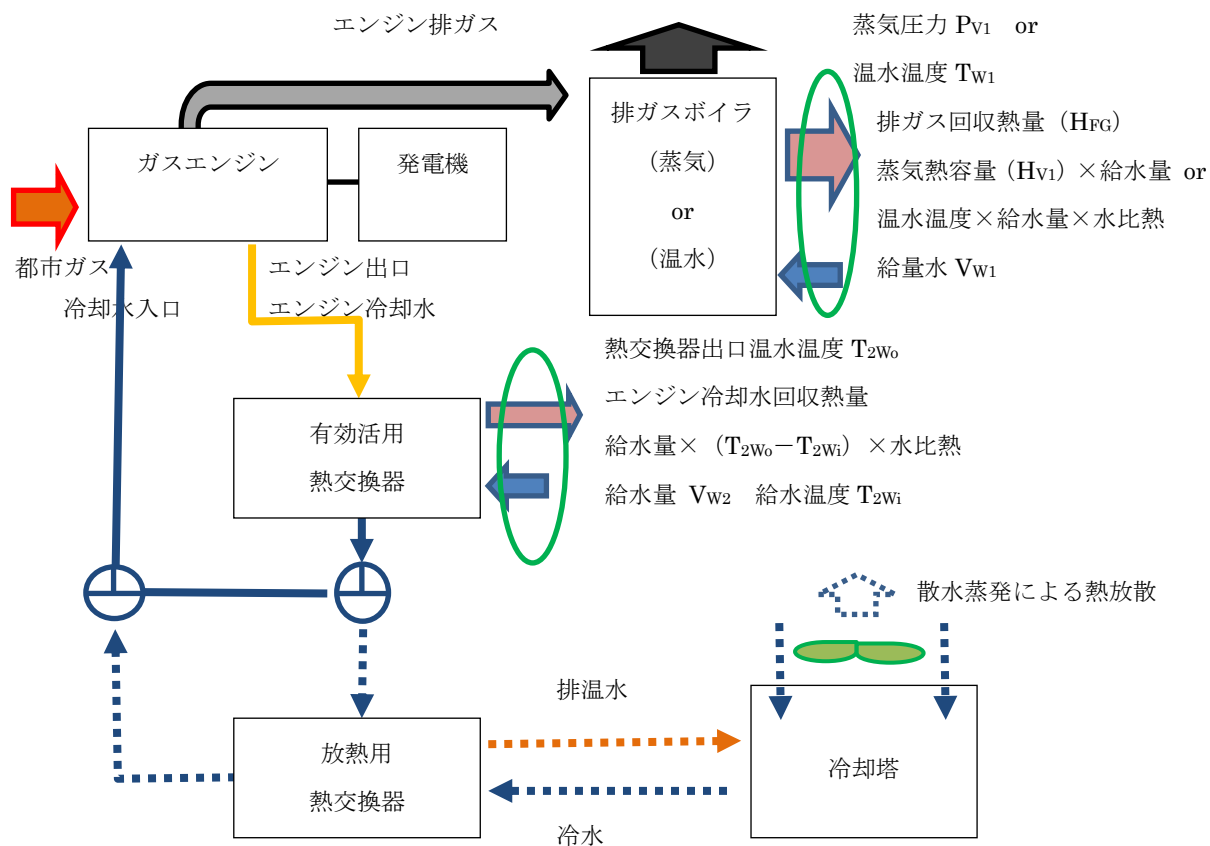
イ 申請単位

- ・ 融通インフラモデルにおいては、再開発地区等の複数の供給対象建築物及び供給しない建築物を含む地区を、一つの申請単位とします。
- ・ 単独モデルにおいては、CGSを設置する建築物を一つの申請単位とします。

ウ 申請設備・機器

- ・ CGSの仕様については、機器カタログや図面などを用いて記載してください。
- ・ 電力及び熱エネルギーの計測点（電力：電流・電圧、熱：流量・出入口温度又は蒸気圧）は、機器配置図に明記してください。
熱エネルギーの計測は、原則として熱交換器の2次側の流量と熱交換出入口の温度とします。熱交換器の1次側での測定を選択する場合は、熱交換器の効率を加味した2次側の熱エネルギーを計画書及び実績報告書に記載してください。その場合、熱交換器の効率は、95%としてください。
- ・ CGSで発電された電力の系統が分かるように、単線結線図に事業所での接続点や系統制御の方法等を記載してください。
- ・ 災害時等に系統電力が途絶えた場合において、CGSの電力が一時滞在施設に供給されることが分かるように記載してください。
- ・ CGSの排熱利用の実績に関する測定位置
エンジン冷却水系統及び排ガス系統共に、熱量測定位置は原則2次側とします。但し、1次側で測定される場合は、熱交換器の効率を想定した2次側のデータを提出することとします。
- ・ 熱電融通配管・電線路が分かる図面（平面図・一部立面図）
- ・ CGSを設置する建築物及び供給対象建築物の平面図（代表階、受電設備が設置されている階、熱設備が設置されている階）
- ・ CGSが設置されている建築物の平面図（代表階、CGSが設置されている階、受電設備が設置されている階、熱供給設備が設置されている階）

CGS の概要フロー図



エ 一時滞在施設

- ・ 本助成金における災害時等の一時滞在施設とは、「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」（平成 24 年 9 月 10 日 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会）に準ずる一時滞在施設であり、従業員の 10%程度の来客者等外部者を含む帰宅困難者を収容できるスペース（床面積あたり 3.3m²につき 2 人を収容）を確保した施設とします。
- ・ 災害時等に系統電力が途絶えた場合においては、本事業で設置した CGS により必要な電力を供給することで、一時滞在施設の機能維持及び活用を図ってください。
- ・ 一時滞在施設の規模を示す場合には、図面や計画書などを用いてわかりやすく記入してください。
- ・ 一時滞在施設の所在地等について、インターネットの利用その他方法により一般に周知する方法について、その計画を第 19 号様式その 4-5 に記入してください。

オ エネルギー使用計画

- ・ CGS 又は融通インフラを設置する場合は、工事完了予定日の属する年度の翌年度から起算して 2 年度分のエネルギー使用計画（第 19 号様式別紙 2）を記

スマートエネルギーエリア形成推進事業

載してください。

- ・ エネルギー使用計画はエネルギーの種類ごと（電力、排熱）に記載してください。
- ・ 第19号様式別紙2-2で、CGSを設置する建築物及び供給対象建築物の最大電力需要の算定に当たっては、31ページに添付しています「CGSを設置する建築物及び供給対象建築物の電力需要計算用基礎資料」をご利用ください。

(2) 事業開始日及び実績報告書提出日

① 事業開始日

交付決定の通知を受領した以降で、CGS又は融通インフラの設置に係る設計又は工事の契約を締結する（予定）日になります。助成事業実施計画書（第19号様式別紙3）の助成金事業工程表に記載する交付決定の通知を受領する日は2020年（令和2年）1月上旬と仮定して作成してください。

② 実績報告書提出日

CGSの設置に係る工事が完了する予定日になります。工事の完了後に公社による検査を受け、助成金交付額が確定します。なお、実績報告書（第13号様式）の届出は、工事完了後速やかに行い、遅くとも2021年（令和3年）12月28日までに行わなければなりません。

2.5 審査

(1) 審査の流れ等

審査は、書類による資格要件及び事業内容等の審査により行います。手順は、以下のとおりです。

- ① 「1.5.1 助成対象事業者」、「1.5.2 助成対象事業」及び「1.5.6 交付の条件」に必要な書類が揃っているかを確認します。
- ② 助成金交付申請書（第1号様式）（助成事業実施計画書を含む。）等の提出された書類の内容が、本助成制度に適合しているかを審査します。
- ③ 助成金を交付する複数の助成対象事業の基本交付額の合計が、助成金に係る予算の範囲を超える場合は、2.5（2）に示します審査基準に従い、予算の範囲となるよう調整して交付決定を行います。

調整方法として、A・B・C・D・・・Tの助成対象事業者の基本交付額を $M_A \cdot M_B \cdot M_C \cdot M_D \cdot \dots \cdot M_T$ とした場合で、応募される基本交付額が予算を上回る場合の交付決定額の計算は、以下の通りです。

$$C \text{ 社の交付決定額} = \text{予算残額} \times \frac{M_C}{(M_A + M_B + M_C + \dots + M_T)}$$

注1 審査の過程で、現地確認・調査及び面接（ヒアリング）を行うことがありますので、その際にご協力をお願いします。

注2 審査結果については、採択の可否を書面で通知いたします。

注3 審査中の途中経過に関するお問合せには、一切応じかねますのであらかじめご了承ください。

スマートエネルギーエリア形成推進事業

注4 選考に係わる審査料等は徴収しませんが、申請書類作成等に係わる経費は、助成金申請者の自己負担になります。

注5 助成金申請者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募を制限することがあります。

注6 職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査対象から除外させていただきます。

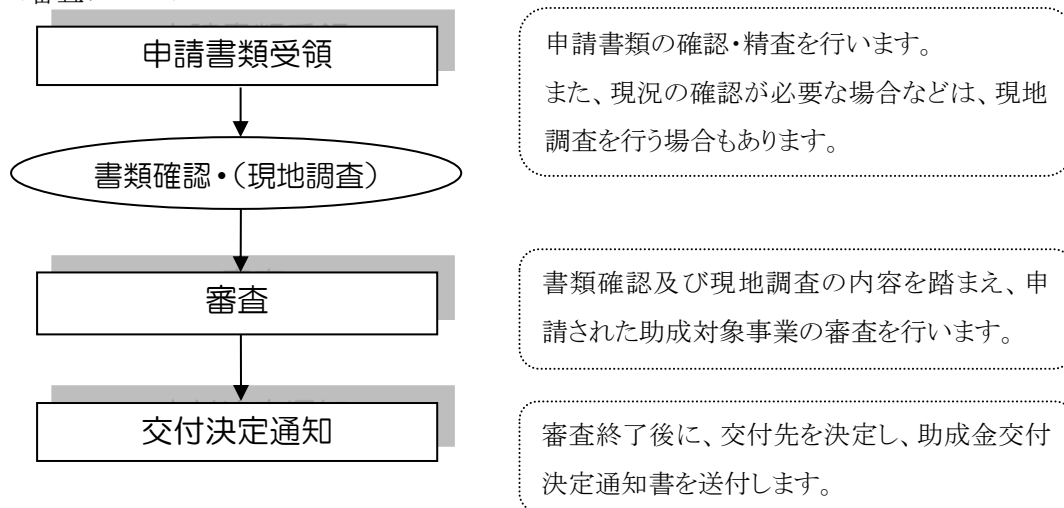
(2) 審査基準

助成対象事業ごとに、次の表に掲げる審査項目について評価します。

下記の項目について評価し、総合的に効果が高いと評価される案件を交付決定案件とします。

審査項目		審査内容
CGS	①CGSの効率（%）	CGSの発電効率と排熱利用率
	②電力需要率（%）	CGSの発電出力が最大需要電力に占める割合
	③一時滞在施設の収容人員比率（%）	一時滞在施設における外部人員の収容比率
	④費用対効果（総量基準）（GJ/百万円）	コスト当たりの発電量及び排熱利用量の合計
	⑤費用対効果（能力基準）（kW/百万円）	コスト当たりの定格発電出力
熱電融通 インフラ	①費用対効果（総量基準）（GJ/百万円）	コスト当たりの熱電融通量の合計
	②費用対効果（能力基準）（kW/百万円）	コスト当たりの融通能力（電力）

<審査フロー>



2.6 交付決定

(1) 交付決定通知

審査の結果に基づき、公社が当該募集の助成枠の範囲内で助成金の交付を決定した事業者（以下「助成事業者」という。）に、助成事業名、助成対象経費及び助成金の額等について記載した助成金交付決定通知書（第2号様式）を送付します。

交付決定に当たっては、助成金の適正な交付を行うために必要と認めるときは、申請内容について修正を加え又は条件を付して交付決定を行う場合があります。また公社は、必要に応じて、助成事業者に対し現地調査を行いますので、ご協力をお願いします。

なお、不交付のときは、助成金不交付決定通知書（第3号様式）を送付します。

注 公社が通知する助成金の額（以下「交付決定額」といいます。）は、助成限度額を明示するものであり、助成金の支払額を約束するものではありません。また、助成事業に要した経費が交付決定額を超えた場合であっても、当初決定し、通知した助成金の額を超えてお支払いすることはできません。なお、2.7(4) 助成事業の計画変更について申請を行い、これが認められた場合は、変更後の額を交付決定額とします。

(2) 交付決定通知書の確認等

公社より送付された助成金交付決定通知書の内容をご確認ください。内容等に疑義が生じた場合、公社までお問い合わせください。（2.7(2)「申請の撤回」を参照ください。）

助成金交付決定通知書は大切に保管してください。（以下同様に都及び公社より送付の文書及び関係書類は、実績報告書を提出した日の属する公社の会計年度の翌年度から15年間、保管してください。）

2.7 助成事業の開始から工事完了まで

(1) 助成事業の開始

- ① 助成事業者は、事業の実施に当たっては、交付決定後、速やかに入札等を行い、当該設備の設計、調達及び工事等の発注先を決定してください。なお、本事業は遅くとも、交付決定通知の受領後6ヶ月以内に開始してください。
- ② 助成事業開始届出書（第7号様式）に、工事契約書の写し等必要書類を添付して、工事開始日から起算して14日以内に提出してください（記載例1参照）。
- ③ 共同申請の場合も、助成金交付決定通知書の受領日以降、速やかに本契約を締結するなどし、助成事業を開始してください。また、リース事業者又はESCO事業者においても、契約後、速やかに工事入札等を行い、当該設備の設計、調達及び工事等の発注先を決定してください。
- ④ 当該工事の発注先は複数者からの見積りにより決定してください。また、その際は、申請時に採用した機器と同等、若しくはそれ以上の能力の機器となるようにしなければなりません。
- ⑤ 交付決定以前に工事等の発注先が決定しているものは、助成事業の対象外となりますのでご注意ください。
- ⑥ 助成事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合は、利益等排除を行った経費が助成対象経費となります。自社調達の場合は、原価をもって助成対象として利益等排除を行います。

<利益相当分の排除について>

助成事業において助成対象経費の中に助成事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む）がある場合、助成対象事業に助成事業者の利益等相当分が含まれていることは調達先の選定方法に関わらず、助成金交付の目的上ふさわしくないため、次のとおり利益等排除方法を定めます。

－利益等排除の対象となる場合－

① 助成事業者が自社から調達を行う場合

当該調達品の原価（当該調達品の製造原価または当該工事の工事原価）をもって助成対象経費とします。原価だと証明できない場合は、自社の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって市場流通価格から利益相当額の排除を行います。

助成対象経費＝製造原価（又は工事原価）

これによりがたい場合は

助成対象経費＝市場流通価格×（1－売上総利益率）

② 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内（又は当該工事の工事原価以内）だと証明できる場合は、取引価格をもって助成対象経費とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における「売上総利益率」をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。リース事業者又は ESCO 事業者がグループ企業である場合もこれに準じます。

助成対象経費＝調達先の製造原価（又は工事原価）

これによりがたい場合は

助成対象経費＝取引価格×（1－調達先の売上総利益率）

③ 助成事業者の関係会社（上記②を除く）からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価（又は当該工事の工事原価）と当該調達品に対する経費等（販売及び一般管理）との合計以内だと証明できる場合は、取引価格をもって助成対象経費とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。リース事業者又は ESCO 事業者が関係会社である場合もこれに準じます。

助成対象経費＝調達先の製造原価（又は工事原価）＋経費等（販売費及び一般管理費）

これによりがたい場合は、

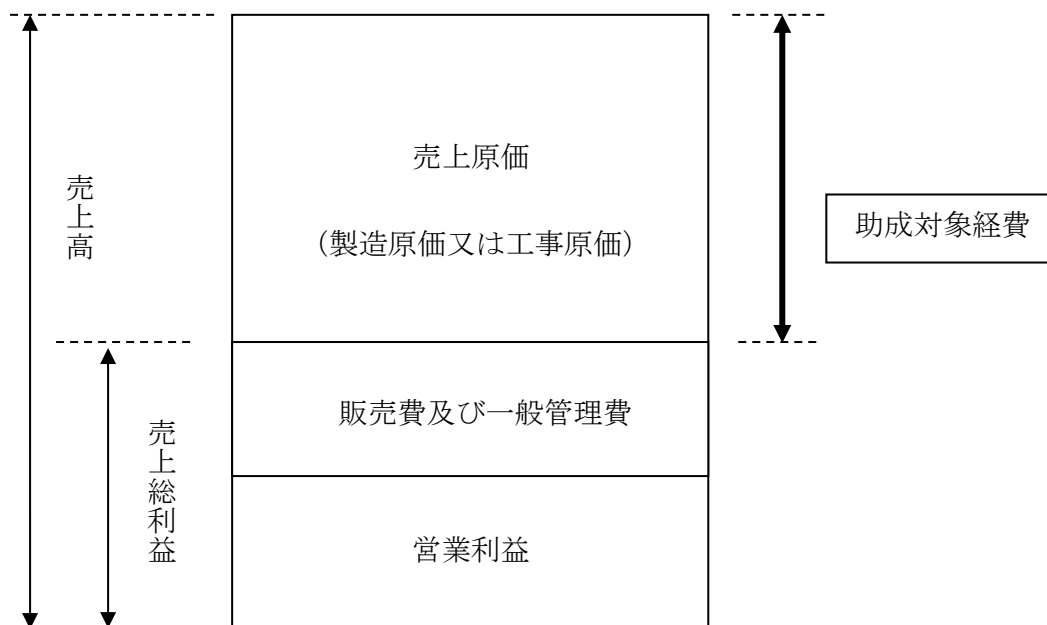
助成対象経費＝取引価格×（1－調達先の営業利益率）

スマートエネルギーエリア形成推進事業

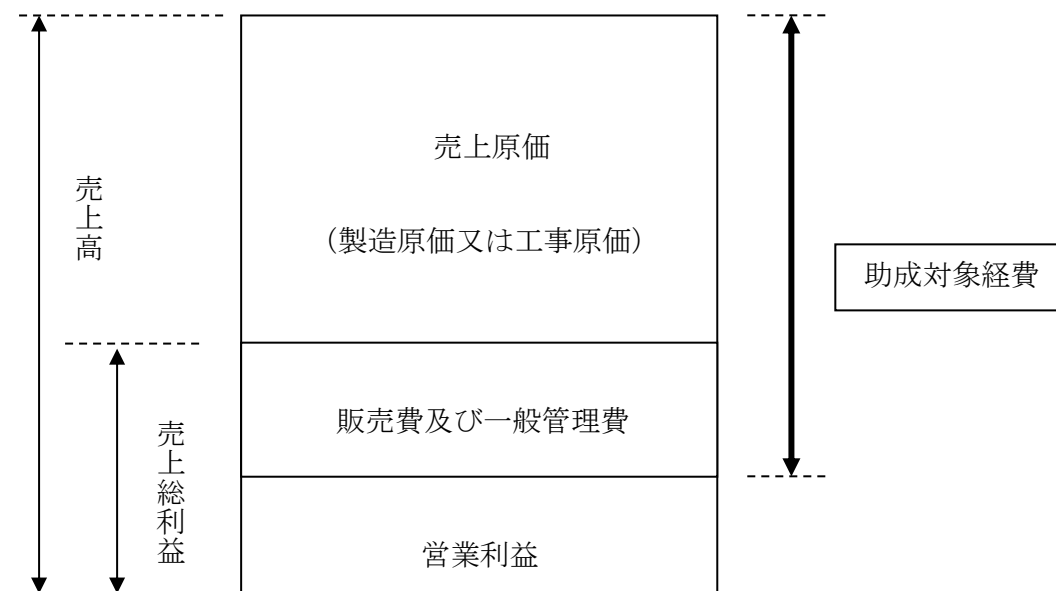
<助成対象経費のイメージ図>

①助成事業者が自社から調達を行う場合

②100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合



③助成事業者の関係会社（上記②を除く）からの調達の場合



注意点

上記内容の判定にあたっては、証拠となる決算報告書等の書類を提出していただきます。

※書類の提示がない、あるいは提示できない場合は、利益等控除部分以外も助成対象外となる場合がありますので、ご注意ください。

スマートエネルギーエリア形成推進事業

(2) 申請の撤回

助成事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対し異議があるなど、やむを得ない事由がある場合は、助成金交付決定通知書を受領した日から14日以内に助成金交付申請撤回届出書（第8号様式）を提出することで、助成金の交付申請を撤回することができます。（記載例2参照）

(3) 事情変更による決定の取消し等

助成金の交付決定後、天災地変その他事情の変更により、本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合には、公社は、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとします。

(4) 助成事業の計画変更に伴う申請

① 助成事業者は、助成事業の実施中あるいは実施前に、事業の内容について、以下のような変更の可能性が生じた場合は、あらかじめ、公社に助成事業実施計画変更申請書（第9号様式）を提出してください。

ア 助成事業の内容を変更しようとするとき。ただし、助成事業者や交付の条件等を満たさなくなる変更は認められません。

イ 助成対象経費の内訳を変更しようとするとき。ただし、交付決定額を超える変更は認められません。

※ リース事業者、ESCO事業者が共同申請者の場合は、料金計算書等についても修正資料も提出していただきます。その際、変更となった部分分かる資料を添付する必要があります。

※ 助成事業の実施体制を変更する場合も、助成事業の内容変更該当します。

② 申請が妥当であると認められた場合は、公社が必要に応じ条件を付して、その旨を通知します。

(5) 事業者情報の変更に伴う届出

助成事業者は、代表者、住所、商号、**担当者**等を変更した場合は、速やかに、住所等の変更届出書（第10号様式）を提出してください。

(6) 債権譲渡の禁止

助成事業者は、交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に譲渡し、又は継承することは原則として認められません。ただし、助成事業者について相続、法人の合併又は分割等により助成事業を行うものが変更される場合においては、あらかじめ、取得財産等処分承認申請書（第17号様式）を提出し、公社がその旨を承認することで、助成金の交付に係る地位を継承することが認められる場合があります。

スマートエネルギーエリア形成推進事業

(記載例1)

第7号様式（第13条関係）

〇〇年〇〇月〇〇日

公益財団法人東京都環境公社 理事長 殿

助成事業開始届提出日を記入してください。

本記載例は、CGS設置事業者と熱供給事業者の二者申請の場合を想定しています。

助成金交付決定通知書に記載されている日付・番号です。

(助成事業者)

住所 東京都●●区▲▲ ◆◆◆代◆◆

氏名 株式会社社印○○ 表

代表取締役 ●●○○

(共同申請の場合は併記)

住所 △△△○○○××× ○-代○

氏名 株式会社社印△○□ 表

代表取締役 △◆○○

助成事業開始届出書

〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇都環公地温第〇●号をもって交付決定した事業について、事業を開始したので、スマートエネルギーエリア形成推進事業助成金交付要綱（平成27年9月16日付27都環公総地第844号）第13条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

事業の名称	○×再開発地区 CGS 及び熱電融通インフラ設置事業
工事期間	着手年月日： 〇〇年〇〇月〇〇日 完了予定年月日： △△年△△月△△日
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・経費状況内訳書（別紙） ・契約書の写し（写し） ・機器仕様書（写し） ・図面（写し）等
※受付欄	

助成金交付決定通知書に記載されている事業の名称です。

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

(記載例 2)

第 8 号様式（第 14 条関係）

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿

〇〇年〇〇月〇〇日

記入日を記入してください。

本記載例は、CGS 設置事業者と熱供給事業者の二者申請の場合を想定しています。

(助成事業者)
 住 所 東京都●●区▲▲ ◆-◆-◆
 氏 名 株式会社社印〇〇 (代 表)
 代表取締役 ●● 〇〇
 (共同申請者)
 住 所 ▲▲△〇〇〇××× 〇-代-〇
 氏 名 株式会社社印△〇□ (代 表)
 代表取締役社長 ▲◆ 〇□

助成金交付決定通知書の日付・番号です。

助成金交付申請撤回届出書

〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇都環公地温第〇●号をもって交付決定した事業について、スマートエネルギーエリア形成推進事業助成金交付要綱（平成27年9月16日付27都環公総地第844号）第14条第1項の規定に基づき、助成金交付申請の撤回について届け出ます。

事業の名称	〇×再開発地区 CGS 及び熱電融通インフラ設置事業
交付申請年月日	〇〇年 〇月 〇日
取下げの理由	事業計画の見直しのため
連絡先	株式会社 〇〇〇 A×〇課 環境 志郎 (電話番号 03-2345-6789) (携帯電話 090-2345-6789)
※受付欄	

助成金交付決定通知書に記載されている事業の名称です。

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

スマートエネルギーエリア形成推進事業

(7) 工事遅延等の報告

- ① 助成事業者は、助成事業実施計画書に基づき工事等を進捗させるように努める義務がありますが、やむを得ない事由により工事が予定の事業実施期間内に完了することができないと見込まれるときは、速やかに工事遅延等報告書（第11号様式）を公社に提出してください。
- ② 遅延の理由、内容が認められた場合は、公社は必要な措置をとりますので、指示に従ってください。なお、指示に従わない場合は、助成金の支払いが行われない場合があります。

(8) 助成事業の廃止

- ① やむを得ない理由により助成事業を廃止しようとするときは、速やかに助成事業廃止申請書（第12号様式）を提出し承認を得る必要があります。
- ② 申請内容を審査し、妥当であると判断された場合には、事業廃止についての承認を行い、その旨を助成事業者に通知します。なお、承認にあたっては、必要に応じて公社が条件を付する場合があります。

(9) 実績の報告

助成事業者は、助成事業に係る工事が完了したときは、速やかに実績報告書（第13号様式）を公社に提出してください。なお、実績報告書の提出期限は、2021年（令和3年）12月28日です。

2.8 助成金の額の確定

- (1) 公社は、実績報告書（第13号様式）を受領したあと、書類の審査及び現地調査等により助成事業の内容が交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めたときは、交付すべき本助成金の額を確定し、その旨を助成金確定通知書（第14号様式）により通知します。
- (2) 申請どおりの設備が設置されていない場合は、助成金の支払いが行われません。

注1 助成金の額が確定した後でも、「2.10 交付決定の取消し」の要件に該当した場合は、助成金の交付決定が取消される場合があります。

2.9 助成金の交付

- (1) 助成事業者は、公社による現地調査等を受け、設計及び工事の請負業者等に対して助成工事に係る工事の支払いが完了し、公社より助成金確定通知書があった時点を以って、助成金交付請求書（第15号様式）を提出するものとします。
- (2) 公社は、助成金交付請求書の受領後、添付された領収書の確認を行い、助成事業者に助成金を交付します。
- (3) 助成金交付請求書の内容が、助成金確定通知書と違う場合、助成金の支払いが行われない場合があります。
- (4) 助成金の振込み口座は原則として助成事業者の口座としますが、共同申請の場合は、共同申請者で協議の上、助成事業者が指定するリース事業者又は ESCO 事業者の口座への振込みも可能です。

2.10 交付決定の取消し

- (1) 次のような場合には、助成金交付決定の取消しを受ける場合があります。
 - ① 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
 - ② 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
 - ③ 本事業にかかる都又は公社の指示に従わなかったとき。
 - ④ 交付決定を受けた者（法人にあっては代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が暴力団員等又は暴力団に該当するに至ったとき。
 - ⑤ その他助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は条例に違反したとき。
- (2) 公社は、上記によって取消しを行った場合は、速やかに当該助成事業者に通知を行います。

（取消しの具体例）

- ア 要件とする仕様を満たさない CGS を設置した場合
- イ 交付決定日前において、発注、契約等を行っていた場合
- ウ 他の都の補助金との重複受給が判明した場合
- エ 本要項及び交付要綱に明記されている、事業に必要な提出書類が提出されない場合

2.11 交付決定後の注意事項

- (1) 遂行状況調査
助成事業の実施期間において、事業の遂行状況を確認する場合があります。都又は公社から指示があった場合は、速やかな対応をお願いします。

スマートエネルギーエリア形成推進事業

(2) 助成金の返還

助成事業者による事業内容の虚偽申請その他違反が判明した場合、次の措置が講じられることがあります。なお、都又は公社が交付決定の取消しを行った場合において、既に交付を行った助成金があるときは、当該助成事業者は、助成金の全部又は一部を返還しなければなりません。また、助成事業者は、都又は公社からの助成金返還請求を受け、当該助成金を返還したときは助成金返還報告書（第16号様式）により都又は公社に報告する必要があります。

- ① 交付決定の取消し、助成金等の返還による加算金の納付
- ② 助成事業者等の名称及び不正の内容の公表

(3) 違約加算金

「2.10 交付決定の取消し」により助成金交付の取消しを受け、助成金の返還となった助成事業者については、助成金を受領した日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年10.95%の割合を乗じて計算した違約加算金を請求させていただきます。助成事業者は、違約加算金の請求を受けた場合には、これを公社に納付しなければなりません。

(4) 延滞金

助成事業者が、返還請求に応じず、返還納付期限までに助成金の返還を行わなかった場合、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年10.95%の割合を乗じて計算した延滞金を請求させていただきます。助成事業者は、延滞金の請求を受けた場合には、これを公社に納付しなければなりません。

(5) 他の助成金等の一時停止等

- ① 公社は、助成事業者に対し、本助成金の返還を請求し、助成事業者が当該本助成金、違約加算金又は遅延金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一部停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺します。
- ② 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該項の規定を適用します。

(6) 財産の管理及び処分

- ① 助成事業者は、助成事業により取得し、整備又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、本事業の実施期限の日までの間、善良な管理者の注意をもって適切に管理し、助成金の交付の目的に従ってその効率的運用を図り、処分を行ってははいけません。
- ② 取得財産等のうち取得価格が単価50万円以上のものであって、耐用年数の期間内に処分しようとするときは、あらかじめ取得財産等処分承認申請書（第17号様式）を提出し、公社と協議を行い、承認を受けなければなりません。

スマートエネルギーエリア形成推進事業

- ③ 取得財産等の処分について承認を受け、当該取得財産等を処分した場合は、交付した助成金の全部または一部に相当する金額について公社が請求します。助成事業者は、公社から請求を受けたときは、これを返還しなければなりません。

(7) 助成事業の経理等

- ① 助成事業者は、助成事業の経理について、助成事業以外の経理と明確に区分した上で、帳簿や支出の根拠となる証拠書類をきちんと揃えておく必要があります。
- ② さらに、これら帳簿や証拠書類は、工事が完了した日の属する公社の会計年度の翌年度から15年間、管理・保存する義務を負っていただきます。
- ③ 平成25年度の税制改正により「国又は地方公共団体の補助金等で取得したものはグリーン投資減税の対象外」となりました。本助成事業を受けられますと適用できませんので、ご注意ください。

2.12 調査等、指導・助言

- (1) 都及び公社は、本事業の適切な遂行を確保するために必要があると認めた場合は、助成事業に関し報告を求め、助成事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問を行いますので、助成事業者は、これに協力しなければなりません。
- (2) 本事業で設置した助成対象設備について、助成事業者が適切かつ効率的な運用を行っていない場合、都及び公社は、助成事業者に対し必要な指導及び助言を行います。なお、助成事業者がこれに従わないときは、助成金交付の取り消し又は助成金の返還請求を行う場合があります。

2.13 事業効果の報告

- (1) CGSを設置した助成事業者は、2箇年度、各年度の発電効率及び排熱利用率の実績について、翌年度の5月末までに、発電効率及び排熱利用率の実績に関する報告書（第4号様式）等を提出してください。
- (2) CGSを設置する建築物及び供給対象建築物において、エネルギーマネジメントを実施し、デマンドレスポンスの実行を可能にする体制を構築し、エネルギー利用等の情報交換実績に関する報告書（第5号様式）を上記報告書と同時に提出してください。
- (3) 一時滞在施設を確保する者（CGSを設置する建築物及び供給対象建築物を保有する事業者）は、当該施設の所在地等についてインターネットの利用その他適切な方法により、一般に周知し、交付要綱第21条第1項に規定する実績報告書の提出を行った日の属する年度の翌年度末までに、一時滞在施設の所在地等の周知の実績に関する報告書（第6号様式）を提出してください。
- (4) 助成事業者は、都がこれらの報告に基づき事業者名、事業所名、その他本事業の実施に関連する事項の公表を行う場合において、当該公表に協力し、かつ、当該公表の内

容について、承諾していただきます。

2.14 個人情報等の取り扱い

本事業への応募にかかる提出書類により公社が取得した助成事業者に係る個人情報及び企業活動上の情報等（以下「個人情報等」という。）については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供させていただきます。

なお、個人情報等については、上記及び法令等により提供を求められた場合を除いては、当該助成事業者の承諾なしに、第三者に提供することはありません。

2.15 都が実施する制度・取組みについて（ご紹介）

(1) 東京都省エネ・エネルギーマネジメント推進方針

2012年の夏以降に継続的に取り組むべき「賢い節電」の取組方針に加え、スマートエネルギー都市の姿と、その実現を目指し都が推進する取組の方向性を取りまとめた「東京都省エネ・エネルギーマネジメント推進方針～節電の先のスマートエネルギー都市へ～」を策定しています。

本方針では、2012年夏以降の省エネ対策の基本となる「賢い節電」について、基本原則（3原則）や事業所向け、家庭向けの7か条の対策メニューを提示するなど、わかりやすく示しています。

(URL <http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/basic/plan/climate/200100a20180131200935324.html>)

(2) 東京都環境基本計画2016

東京都では、「東京都長期ビジョン」において示した環境政策をさらに進化・発展させ、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会とその後を見据え、環境政策と経済成長を両立させた「世界の環境先進都市・東京」の将来像やこれを目指した政策展開を明らかにするため、新たな東京都環境基本計画を策定しています。

本計画では、CGSの導入目標として、都内の業務用CGSの導入量を、2024年度までに60万kW、2030年度までに70万kWに高める目標を掲げています。

(URL : http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/basic/plan/master_plan/index.html)

スマートエネルギーエリア形成推進事業

第19号様式別紙2-2 作成用基礎資料

「2.4(1)オ エネルギー使用計画」（19ページ）の関係資料

CGSを設置する建築物及び供給対象建築物の電力需要計算用基礎資料

補正係数

負荷合計容量	10kVA 以下	10kVA 超 20kVA 以下	20kVA 超 30kVA 以下	30kVA 超 40kVA 以下	40kVA 超 80kVA 以下	80kVA 超 120kVA 以下	120kVA 超
	照明	0.86					
コンセント	0.34	0.30	0.29	0.27			
ファンコイル	0.81	0.78	0.76	0.75			
OA	1						
冷凍機、パッケージ形空調機、エレベーター	0.98						
空調及び換気関係 (パッケージ形空調を除く)	0.83						
衛生関係その他	0.21						

出典：国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修「建築設備設計基準 平成21年度版」P140のグラフより

3 よくある質問等 (Q&A)

(1) 助成対象事業者について

Q1 病院、社会福祉施設、物流拠点、鉄道の設置者又は管理者は助成の対象となりますか？

A1 建物の用途に規制はありません。また社会福祉施設・物流拠点・鉄道の設置者又は管理者が、Q4に記載された国又は地方公共団体等に属する場合は、対象外となります。個別の案件については、お問い合わせください。

Q2 中小企業しか申請できないのですか？

A2 中小企業以外の事業者も対象です。

Q3 リース事業者又は ESCO 事業者は助成事業の対象となりますか？

A3 助成対象になります。「手続きの手引き」の「1.5.1.助成対象事業者」に示す、助成金の交付対象となる事業者であることが必要です。

Q4 国又は地方公共団体等とは何ですか？

A4 国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人又は国及び地方公共団体の出資若しくは費用負担の比率が50%を超える法人のことです。

Q5 共同申請を行った場合、どの事業者が助成事業者となりますか？

A5 共同申請を行ったすべての事業者が助成事業者となります。

Q6 外資系企業は助成対象ですか？

A6 助成対象になります。「手続きの手引き」の「1.5.1.助成事業者」に示す、助成金の交付対象となる事業者であることが必要です。提出書類に、英文その他外国語表記の書類がある場合は、日本語訳を付けて下さい。

(2) 助成対象事業について

Q1 平成 25 年度から実施された東京都の「オフィスビル等事業所の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業」で交付決定された建物から隣のビルに熱電融通インフラ設備を設置したいと検討しているが、助成対象となるのですか？

A1 「オフィスビル等事業所の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業」で交付決定された事業に対しては、CGS の増設を条件に熱電融通インフラ設備の交付申請が可能です。ただし、融通インフラモデルでの申請はできません。

スマートエネルギーエリア形成推進事業

Q2 小規模事業でも申請できますか？

A2 公社が定める助成要件は、CGS の発電出力が合計で 50kW 以上の設備を導入する場合があります。その他、要件については、「手続きの手引き」の「1.5.2 助成対象事業」と「1.5.6 交付の条件」にて、ご確認ください。

なお、小規模な CGS の設置においても、災害時等での系統電力が途絶えた場合において、CGS を設置する建築物及び供給対象建築物は、CGS からの電力の供給を受けて事業の継続を図ることが必要です。ただし CGS の損壊その他やむを得ない理由により、CGS の活用ができなかったときは、この限りではありません。

また、CGS を設置する建築物又は供給対象建築物において、公衆無線 LAN の利用が無償で行うことができる一時滞在施設を確保することも条件となっています。

Q3 災害時等に系統電力が途絶えた場合は、CGS の全ての電力を一時滞在施設に対して供給することが必要ですか？

A3 必ずしも全ての電力を供給する必要はありません。自らの事業継続を図りながら、一時滞在施設に準ずる施設に必要な電力を供給してください。

Q4 使用する燃料の天然ガスとは何ですか？

A4 天然ガス又は液化天然ガスのほか、これらガスを主原料とする燃料であって、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年3月29日経済産業省・環境省令第3号）別表第1の第5欄に掲げる係数が天然ガスの1.1倍未満のものです。都市ガスなどがこれに該当します。

Q5 自立・分散型電源とは何ですか？

A5 平常時にあっては当該電源から電力の供給を受けて事業を行うことにより系統電力への依存度を下げることができ、災害時等にあっては系統電力が途絶えても当該電源から電力の供給を受けて事業の継続を図りながら一時滞在施設に対して必要な電力を供給することのできる電源のことです。

Q6 CGS を非常用兼用の施設に設置する場合は、助成の対象になりますか？

A6 非常用兼用の施設は、助成対象となります。

Q7 既設の発電設備や CGS を新品の CGS に更新する場合は、助成の対象になりますか？

A7 助成の対象になります。「手続きの手引き」の「1.5.2.助成対象事業」に示す全ての要件を満たすことが必要です。更新により CGS の出力が下がる場合は助成の対象にはなりません。

Q8 CGS を設置する建築物の所有者と、CGS を設置する所有者が異なる場合、誰が助成対象事業者となるのですか？

A8 CGS を設置する事業者が助成対象事業者となります。CGS を設置する建築物の所有者

スマートエネルギーエリア形成推進事業

からは、助成事業の実施に係る同意書（様式第21号）が必要となります。

Q9 既存ボイラと発電機を CGS に置き換えたいが、蒸気量を現状と同じにすると、定格発電出力が大きくなってしまいが、助成対象ですか？

A9 会社が定める「高効率な CGS であること」の条件を満たし、発電能力が現状若しくはそれ以上であれば、助成対象となります。申請時には必要蒸気量の根拠等を明示していただくようお願いします。

Q10 手引きの「1.5.6 (1)⑦の系統電力が途絶えた場合の CGS による必要電力の供給」とはなんですか？

A10 電力会社による電力供給が停止した場合は、CGS による当該事業所の一部に電力供給を行なってください。帰宅困難者への災害情報・居住性の提供の観点から、電灯の一部、水道ポンプ及びラジオ・テレビの情報を収集できるように一部のコンセント等に電力供給をしてください。

Q11 既存ビル内に既に CGS が設置されている事業所が、近隣の既存ビル内の CGS と電力融通のための融通インフラを、この助成事業に合わせて実施する場合、助成対象事業となりますか？

A11 既存ビルの CGS と他の既存ビル内の CGS と間で電力融通するための電力融通インフラを設置（新設）する場合は、助成対象です。ただし、電力又は熱の融通インフラが増設される場合は、助成対象外です。

Q12 既存ビル内に既に CGS が設置されており、ビル内の省電力が飛躍的に進み、電力を他のビルに供給する余力が発生したので、電力融通インフラを設置したいが、助成対象となりますか？

A12 既存 CGS の余力を利用した電力融通は、供給する建築物内の CGS との連携の有無によって異なります。詳細は、本文 6 ページから 7 ページに記載された『本事業の助成対象・助成対象外の区分について』を参照願います。なお、ご不明な点があれば、ご相談ください。

Q13 融通インフラモデルでの申請を考えているが、融通先が一部都外となる予定です。助成対象事業になりますか？

A13 事業の内容により申請の可否を判断いたしますので、事前にご相談ください。

(3) 助成対象経費について

Q1 助成金の交付対象とならない経費は、どのような経費ですか？

A1 主には、次に掲げる経費です。詳細は「手続きの手引き」の「1.5.3 助成対象経費」の

スマートエネルギーエリア形成推進事業

注書きを参照してください。

- ①土地の取得及び賃借に要する経費
- ②過剰であるとみなされるもの、汎用性のあるもの、予備若しくは将来用のもの又は本事業以外においても使用することを目的としたものに要する経費
- ③中古の設備に係る経費
- ④交付決定以前に発注先が決定している経費

(4) 交付の条件について

Q 1 CGS を設置する建築物及び供給対象建築物全体でエネルギーの利用等について情報交換する体制を構築することが交付条件となっているが、エネルギーマネジメントが前述の全施設に設置されているので、情報交換体制の構築は不要ではないのですか？

A 1 エネルギーマネジメントが全施設に設置されていることは、必須条件となっています。交付条件に情報交換体制の構築を上乗せした理由は、エネルギーマネジメントシステムをより多く活用する上で、CGS を設置する建築物及び供給対象建築物全体での情報交換を行うことで、エネルギーマネジメントのソフト面の利用を促進することにより、より一層の省エネルギー効果が発揮されることを期待しています。

なお、申請時に上記情報交換体制の構築を提案していても、実績報告書の提出が不十分である場合、助成金の返還を命じる場合があります。

Q 2 助成対象事業に係る工事を発注する際に、入札又は複数者からの見積書の徴収が必要になるのはなぜですか？

A 2 発注先の選定にあたり公平かつ透明性を確保していただくためです。

Q 3 災害時等に系統電力が途絶えた場合において、一時滞在施設に対して必要な電力を供給しなかった場合、罰則等がありますか？

A 3 交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反することになるので、交付の決定を取消します。既に交付を行った助成金があるときには、助成金の返還と違約加算金の納付をしていただきます。ただし、災害等により施設が損壊した等、その他やむを得ない理由によって、一時滞在施設に対して必要な電力を供給できなかった場合は、この限りではありません。

Q 4 再開発事業として CGS のエリア（再開発地区及び一部の既存建物）への電力供給率は80%であるが、将来的にエリア内の各ビルの省エネルギーが進み、100%の電力供給率となる。しかしながら需要家側からエネルギー源の多様化が必要とのことから、CGSからの電力供給が80%しかできない場合、余剰の20%部分を売電してもいいですか？

A 4 本質的には、エネルギー源の多様化、地産地消に対して助成することを目的としており、発電事業への助成金ではありません。エリア以外への売電を目的とした申請については、

スマートエネルギーエリア形成推進事業

エリア内への供給のみに見直しをお願いします。ただし、やむを得ない理由によって、計画条件が大幅に変化した場合は、この限りではありません。

Q5 契約電力が非常に高く、他の月の最大電力の3倍以上もあるので、契約電力の10%以上となると、実質的に通常月の30%のCGSを導入しなければならないこととなりますが、何らかの対応策はありませんか？

A5 契約電力が他の月と比べて非常に高いということは、該当月の最大電力抑制対策が、まず必要（空調起動の順次起動やピーク電力時の短期間の空調の輪番停止等）です。契約電力の10%のCGS発電出力では、熱需要が不足する等、電力・熱需要バランスが著しく歪になる場合は、電力を供給するエリアを限定して、電力の供給と熱需要のバランスを取る方法があります。詳細については、ご相談ください。

Q6 本助成金以外に助成金その他の給付金を受給することは可能ですか？

A6 本助成金以外に都の助成金その他の給付金等を受給することは認めていません。国や他の地方公共団体の助成金その他の給付金等を受給することは可能です。詳しくは「1.5.4 助成金の額」を参照願います。

Q7 交付要綱第5条の助成対象事業の条件として発電出力50kW以上、かつCGSを設置する建築物及び供給対象建築物の最大電力需要の合計の10%以上であることとなっておりますが、新築の場合は、電力契約を締結していませんので、どの数値を使用したらよいのでしょうか？また、増築の場合は、契約電力はありますが、増築による契約電力増加が見込まれますので、この取扱いはどうするのでしょうか？

A7 まず、新築の場合は、使用する負荷設備（電気設備）及び受電設備の内容、設備の管理運営方針、同一業種の負荷率、操業度等から想定される最大電力を契約電力と見做します。また増築の場合は、既存施設については、現行の契約電力を使用し、増築分については、新築と同様の方法で算出した想定最大電力を使用して既存分と増築分を合わせたものを増築後の想定契約電力と見做します。

Q8 リース契約期間は、法定耐用年数以内でも可能ですか？

A8 リース契約期間については、法定耐用年数以内でも可能です。しかしながら、本事業の助成金を受けた設備については、その法定耐用年数期間内（CGSについては15年）の適切な管理と処分制限が設けられています。そのため、法定耐用年数期間内は、リース契約期間後において、ビル所有者等への譲渡又は再リース契約等を締結いただく必要があります。

Q9 「レンタル」、「割賦」等の契約でも申請可能ですか？

A9 「割賦」による契約は助成対象ですが、「レンタル」については助成対象となりません。ただし、法定耐用年数以上同一の場所で同一の利用者が使用するものと認められる場合

スマートエネルギーエリア形成推進事業

は、対象とします。

また、レンタル料金は、助成金分が減額されていることを証明できる書類を提出してください。

Q10 法定耐用年数は、どのようにして調べられますか？

A10 財務省令の別表「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」をご参照ください。

(5) 申請について

Q1 申請書類の様式は郵送してもらえますか？

A1 会社のホームページから、無料でダウンロードできますので、こちらをご利用ください。
URL (<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/smartenergy/download-smartenergy/>)

Q2 助成金の交付決定は、先着順ですか？

A2 交付の決定は先着順ではありません。募集期間内で応募のあった申請について、審査を行い交付決定いたします。

Q3 提出書類の提出方法について教えてください。

A3 提出の際には、公社へ事前連絡をし、公社へ持参してください。

Q4 CGSを共有する場合は、どのように申請すればよいのですか？

A4 代表者を決めて1事業所として申請してください。このとき、共有者全体に対しての公共団体等の出資比率が50%以上となる場合は、本事業の対象外となります。共有者全員から「区分所有者等の申請に係る同意書」（第20号様式）の提出が必要となります。

Q5 同じ申請者が異なる複数の事業を申請することは可能ですか？

A5 1施設1申請を原則とします。よって、事業所が異なれば可能ですが、助成金を多くの事業者の方々に活用して頂く趣旨から、複数分については、審査の時点で不交付となる可能性があります。なお、同一敷地内の複数の建築物は、同一建物と見なします（17ページ申請単位を参照願います。）。

Q6 申請時の見積書は、設計会社のものでいいですか？

A6 見積内容が適切であれば、参考見積で結構です。ただし、見積書には設計会社名と見積作成者の担当印及び社印が必要です。

Q7 ビル等、助成対象外設備が見積書の中に含まれる場合の対応どのようにすればいいですか？

A7 一括で見積書が作成されている場合は、見積書を対象外と対象設備とに区分（機器、工

スマートエネルギーエリア形成推進事業

事及び諸経費）し、経費内訳書に明確に区分できるように、経費内訳明細書を作成して頂き、参考見積書から経費内訳書への転記が明確に分かるように、区分してください。助成対象経費として申請した中に、助成対象外の費用が含まれる場合は、全て助成対象外となりますので、ご注意ください。

Q8 リースでの申請を検討している。全てリースになるので、当社はお金を払わないが、共同申請しなければならないのか？

A8 共同申請する必要があります。お金の支払いの有無に関わらず、リース会社と実質的な助成金の受益者である設備使用者の共同申請となります。

Q9 シェアード・セイビング ESCO 事業とリース契約の組合せを検討しているが、どの事業者と共同申請となるのか？

A9 リース事業者、ESCO 事業者及び設備使用者であるビル所有者の3社の共同申請となります。

Q10 ギャランティード・セイビング ESCO 事業で、申請を検討しているが、ESCO 事業者との共同申請となるか？

A10 ギャランティード・セイビング ESCO 事業の場合は、所有権がビル所有者等に属しますので、ビル所有者等の単独申請となります。

Q11 熱供給事業者が、助成対象設備を所有する場合は、ビル所有者等との共同申請となるか？

A11 熱供給事業者が、ビル内若しくはビルの外に設備を設置して、該当ビルに熱及び電気を供給する場合は、熱供給事業者の単独申請となります。但し、該当ビルのビル所有者等の「助成対象事業の実施に係る同意書」（第21号様式）の添付が必要です。

Q12 子会社に貸している商業施設での設備更新を検討している。費用は当社（親会社）が負担する場合、子会社との共同申請となるか？また逆の場合はどうなるのか？

A12 まずビル所有が親会社で、助成対象設備の所有者も同一企業であれば、ビル所有者の単独申請となります。

次に子会社が設備を所有し、その更新をする場合は、子会社が申請者となり、親会社であるビル所有者から、「助成対象事業の実施に係る同意書」（第21号様式）の提出が必要です。なお、利害関係が多数存在するなどの場合は、事前に公社にご相談ください。

Q13 リースでの申請を検討している。全てリースになるので、当社はお金を払わないが、助成対象事業に要する経費等内訳書や申請者別の資金調達計画の添付が必要か？

A13 共同申請者であるので、会社事業所概要書（パンフレット、地図等）、納税証明書、決算報告書等添付が必要な書類を提出することとなります。資金計画上、プロジェクトへの資金調達が不要な場合は、資金計画の貴社分の記載は不要となります。

スマートエネルギーエリア形成推進事業

Q14 ESCO 事業者が設備をリースバックするスキームの事業を検討している。共同申請者である ESCO 事業者からリース事業者への売却に対して、利益排除は必要か？

A14 CGS を設置する工事業者（ESCO 事業者との関連会社等でない場合）に支払った工事金額とリースバックする金額が同一ならば、利益排除の必要はありませんが、リースバック時に ESCO 事業者のマージン等を上乘せした場合は、必要です。個別にご相談ください。

（リースバック：自分で購入したものをリース会社に売却し、自ら売却したもののリースを受けること）

Q15 エネルギー管理指定工場ではないので、定期報告書がない。「エネルギー使用量実績の確証」とは何を提出すればいいのか？

A15 エネルギー管理指定工場でない場合は、例えばガス・電気会社等から発行されている月々の請求書の写し（電力の使用量が明記されている）などを提出してください。月々の積算値が「年間エネルギー使用量」となります。

Q16 年間エネルギー使用量のスパン（年度）は、自社の事業年度設定期間でいいですか

A16 交付申請時に提出していただく年間エネルギー使用量のスパンは、4月から翌年の3月までの1年間を年度としたもので、作成提出してください。このデータは、申請時の実績値も同様です。

Q17 「助成対象事業の実施に係る同意書」（第21号様式）はどのような場合に必要ですか？

A17 CGS を設置する建築物の所有者と CGS 関連設備の所有者が異なる場合で、建築物の使用者が申請するケースにおいて、建築物の所有者から CGS 関連設備の建築物内への設置等について、同意する旨の書類が必要となります。これは、建築物の所有者には、一時滞在施設の設置をお願いしていますので、建築物の所有者が本助成事業の趣旨を理解されていることが前提となるからです。

Q18 「交付申請書の鑑（1枚目）」（第1号様式）の作成に注意すべきことはありますか？

A18 ①申請事業者名、住所、代表者役職名、代表者氏名が商業登記簿謄本のとおりとなっているかを確認します。

②捺印は登録印（代表者印として法務的に印鑑登録を行っている印章）を使用してください。

(6) 審査について

Q1 申請締め切り後から交付決定までの間に審査状況について確認は可能ですか？

A1 個々の審査状況については、お答えできませんが、全体の予算に対する申請状況についての回答は可能です。

スマートエネルギーエリア形成推進事業

Q2 予算を超える応募がある場合、各々の助成事業の交付申請額はどのようになりますか？

A2 本手引きの 19 ページに記載しましたとおり、応募された基本交付額合計が、予算額を超える場合は、交付決定額の合計が予算の範囲内に納まるように調整します。調整方法としては、以下の式を使用します。

$$C \text{ 社の交付決定額} = \text{予算残額} \times \frac{M_C}{(M_A + M_B + M_C + \dots + M_T)}$$

(7) 交付決定後について

Q1 交付決定前の事業開始も助成対象となりますか？

A1 助成対象となりません。

Q2 助成事業の開始日を契約日としていますが、複数の業者と契約締結する場合、事業の開始日は、いつになるのですか？

A2 助成事業を構成する工事等のうち、最初の契約締結が事業開始日となります。なお、助成対象設備を含む工事契約の最初の契約をもって、工事開始日となります。

Q3 助成対象と助成対象外工事等が発生する場合の契約・発注の仕方はどうすればいいですか？

A3 工事等の契約支払いに当たっては、助成対象となる工事等と助成対象外の工事等をそれぞれに係る費用が明確に分かれるようにしてください。助成対象分と助成対象外分は、分離して発注・契約することが望ましいです。なお、助成対象分を含めた全体工事を一括で契約する方が合理的である等の理由により、一括契約で処理する場合においても、それぞれの実施内容及び金額等が明確に確認できるような形態にしてください（助成対象内外の判明ができない場合は、助成金が支払われないことがあります。）。

Q4 助成事業の契約を、随意契約で行ってもいいですか？

A4 「手続きの手引き」の「1.5.7 契約について」で助成事業の実施に当たり、売買・請負その他の契約を行う場合は、入札・複数者からの見積書の徴収、その他の方法により競争に付さなければならないと記載されています。

Q5 規模が大きな発電設備の導入を計画しています。助成事業期間の要件を教えてください。

A5 本事業では、2015年度（平成27年度）から2019年度（平成31年度）の5年間に、各年度2回（上半期・下半期）の申請受付期間（申請受付回数は約10回）を予定しています。助成対象事業は、2021年（令和3年）12月28日までに、CGSの設置工事を完了し、「実績報告書」（第13号様式）が提出でき、公社が定める助成金申請様式を作成提出できる案件となります。

スマートエネルギーエリア形成推進事業

Q6 助成事業開始届出書の提出期限は、交付決定後6か月以内となっておりますが、工事契約までしなければならないのですか？

A6 再開発事業では、数年間に跨る工事期間となり、計画段階から6か月以内の工事契約まで辿り着けるものは少ないと考えますので、詳細設計契約等の締結をもって、工事開始と位置づけます。この契約日以降14日以内に助成事業開始届出書を提出してください。

Q7 本事業では、助成事業に係る工事が完了したときは、速やかに助成事業に係る「実績報告書」（第13号様式）を公社に提出することとされています。複数の設備導入を行う場合、工事の完了とは、最後の1台の工事を終了した時点となるのですか？

A7 本事業では、助成事業に係る工事の完了後に提出する「実績報告書」（第13号様式）について、提出期限を遅くとも2021年（令和3年）12月28日までとしています。この場合の工事の完了とは、助成申請事業に係る最後の1台の工事を終了した時点となります。公社は、当該「実績報告書」について書類の審査及び現地調査等を行い、助成事業の内容が交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認められたときに、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を通知します。

なお、助成事業者は、公社より「助成金確定通知書」（第14号様式）を受領するとともに、設計及び工事の請負業者等に対して全ての工事検収に加え、支払いが完了し、領収書の発行等がされた時点で、「助成金交付請求書」（第15号様式）を提出するものとします。

Q8 2021年（令和3年）12月28日までに事業を完了できない場合、どうしたらいいのですか？

A8 助成金の交付期限が決められていますので、2021年（令和3年）12月28日の期限は、厳守しなければなりません。12月28日以降に完了予定がずれ込む場合は、原則「助成事業廃止申請書」（第12号様式）の提出が必要です。詳細については、ご相談ください。

Q9 交付決定後、対象設備のメーカーを変更することは可能ですか？

A9 申請時点では契約前ですので、メーカーまで確定するものではありません。「助成事業実施計画変更申請書」（第9号様式）を提出してください。

Q10 何故、見積依頼書は書面による依頼に限定されているのですか？

A10 入札条件を見積提出業者に周知徹底させ、見積仕様等に間違いがないようにすることと、発注先の選定にあたり、競争入札（又は複数者の相見積）を徹底するためです。

Q11 発注先選定理由書とは何ですか？

A11 発注先の選定にあたり、助成事業の運営上、競争入札（又は複数者の相見積）が著しく困難又は不適切である場合、予め公社に発注先選定理由書を提出する必要があります。なお、理由書の内容や提出の時期により公社にて否認され、該当部が助成の対象から除外となる場合がありますので注意してください。

スマートエネルギーエリア形成推進事業

Q12 どのような理由であれば随意契約が認められるのですか？

A12 競争入札（又は複数者の相見積）が原則です。どうしても困難又は不適切である場合のみ例外的に随意契約が認められるとお考えください。

以下の場合には認められない場合もありますので、ご注意ください。

- ・仕様を満たす機器が特定メーカーに限定され、直接見積を取るのが最も安価
⇒あくまで複数者の見積が必要です。代理店、商社等他社からも見積書を入手してください。
- ・導入したい機器の代理店であるため
⇒見積書を該当事業者自身が提出する場合は、利益排除を行って、随意契約することとなります。
⇒見積書がメーカーから直接提出される場合は、他の代理店、商社等からも見積書を入手してください。

Q13 ガス工事の随意契約が認められるのは、どのような場合ですか？

A13 ガス工事の契約時点において、年間ガス契約量が10万m³未満（46MJ/m³換算）の助成事業者は、敷地内ガス管敷設工事についてガス供給事業者との随意契約を特別認めています（発注先選定理由書不要）。ガス工事であっても商社、設備会社などとの契約を予定している場合は、競争入札（又は複数者の相見積）となります。

Q14 関係会社からの調達については利益相当分を排除するとありますが、関係会社の規定はどのようなものですか？

A14 助成事業者が以下（1）～（3）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合も含む）、利益等排除の対象となります。

利益排除の対象範囲には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社を言います。

- （1）助成対象事業者自身
- （2）100%同一資本に属するグループ企業
- （3）助成事業者の関係会社（除く（2））

※財務諸表等規則第8条における定義

- ・「子会社」
 - （1）議決権の過半数を実質的に所有している。
 - （2）議決権の40～50%を所有し、且つ、役員派遣、契約、融資等で意思決定機関を支配している。
- ・「関連会社」

法の規定により財務諸表を提出すべき会社の（1）親会社（2）子会社（3）関連会社（4）財務諸表提出会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社

スマートエネルギーエリア形成推進事業

Q15 申請の撤回をする場合、交付決定後 14 日以内とありますが、それ以降で取り下げが必要となった場合の対応はどのようにすればいいのですか？

A15 「助成金交付申請撤回届出書」（第 8 号様式）の提出期限は、「助成金交付決定通知書」（第 2 号様式）を受領して 14 日以内に、交付決定内容又はこれに付された条件に対する異議があるなど、やむを得ない事由がある場合の期限です。事態の変化により取り下げが必要となった場合は、「助成事業廃止申請書」（第 12 号様式）を提出してください。

Q16 排熱利用設備（ジェネリンク・排熱ボイラ等）は、既設を利用し、CGS 本体だけのリプレースを申請する場合、エネルギー利用効率の計算や申請範囲はどうすればいいのですか？

A16 新設の場合と同様に記載している内容で発電効率及び排熱利用率を計算してください。助成対象範囲は、CGS 本体の設備設置工事費となります。新しい CGS と既設の排熱利用設備の間をつなぐ配管・配線工事費は助成対象にはなりません。

Q17 電力協議は、どの程度の内容が必要ですか？

A17 新築ビル等では、申請時点において、電力協議は整っていることは難しいと思われるので、「今後どこの電力会社何支店といつ頃から、どのような形で電力協議を行うか」を記載してください。工事完了時には、電力協議は整っているべきなので、協議結果の写しを提出していただきます。

Q18 燃料使用量は専用ガスメーターであれば、取引用メーターでもいいですか？管理用ガスメーターの取り付けが必要ですか？

A18 専用ガスメーターであれば、取引用メーターでも構いませんが、将来メインのガス配管から分岐して他のガス設備を使用する場合には、管理用ガスメーター等の取り付けが必要です。また、排熱利用設備でガスを追い炊きする場合は、別のメーターを設置し、CGS と排熱利用設備の双方にガスメーターの設置をお願いします。（専用にしないと CGS の排熱利用率の計算に狂いが生じます。）

なお、ガス配管は公道からの受入配管図（アイソメ図）及び各所のガス配管図の添付が必要です。CGS や排熱ボイラに使用されるガス量が特定できているかを確認できる図面が必要です。

Q19 助成金は、いつ支払われますか？

A19 助成事業者は、工事完了後すみやかに「実績報告書」（第 13 号様式）を公社に提出し、公社による完了の確認を受ける必要があります。公社は、当該事業が適正に完了していると判断した場合、助成金確定通知書を送付します。助成事業者は、「助成金確定通知書」（第 14 号様式）受領後、「助成金交付請求書」（第 15 号様式）に工事代金支払いの領収書（写し）を添えて公社に提出してください。公社はそれを受けて助成金を支払います。

スマートエネルギーエリア形成推進事業

Q20 CGSの「発電効率及び排熱利用率の実績に関する報告書」（第4号様式）は、いつ提出する必要がありますか？

A20 「発電効率及び排熱利用率の実績に関する報告書」の提出は「実績報告書」（第13号様式）の届出を行った年度の翌年度から2年間、毎年5月末までに、前年度の実績について報告書を提出してください。なお、「エネルギー利用等の情報交換実績に関する報告書」（第5号様式）も忘れずに提出してください。また初年度には「一時滞在施設の所在地等の周知の実績に関する報告書」（第6号様式）も提出してください。

(8) その他

Q1 助成金の前払いや中間払いの制度はありますか？

A1 前払いや中間払いの制度はありません。工事完了後に事業に要した経費を確定させ、請求を受けた後に支払を行う精算払いとなります。なお、事業遂行のための借入金に対する利息は助成対象になりません。

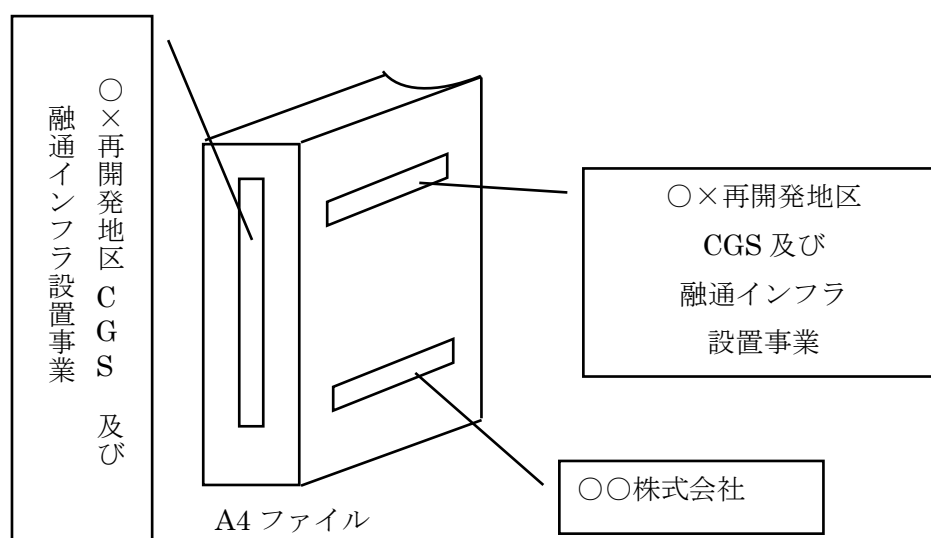
Q2 申請書類の作成等に必要な経費は、公社に請求できますか？

A2 公社への請求はできません。書類作成に要する経費及び公社へ書類を提出するのに必要な交通費等は、事業者にご負担していただきます。

4 申請書類作成要領

- (1) 申請書類は、A4 ファイル片面印刷でA4 ファイル綴じとします。
- (2) 表紙には事業の名称と事業者名を記入してください。
- (3) 背表紙には事業の名称を記入してください。

(イメージ図)



- (4) ファイルに綴る各資料の前には、インデックス付の中仕切りを挿入してください。(資料自体にインデックスをつけないでください。)
- (5) ファイルには次の順番で資料を綴ってください。
 - ・表紙
 - ・申請書類チェックリスト
 - ① 助成金交付申請書（第1号様式）
 - ② 助成金交付申請内訳書（第1号様式別紙）
 - ③ 誓約書（第22号様式）（共同申請者全員分）
 - ④ 助成事業実施計画書（第19号様式）
 - ⑤ 区分所有者等の申請に係る同意書（第20号様式）（必要な場合のみ）
 - ⑥ 助成対象事業に実施に係る同意書（第21号様式）（必要な場合のみ）
 - ⑦ 熱電エリアエネルギーマネジメント協議会等の組織図
 - ⑧ 災害時等における熱電融通に関する協定書或いは同意書
 - ⑨ 参考見積書
 - ⑩ 商業（法人）登記簿謄本

スマートエネルギーエリア形成推進事業

- ⑪ 建物登記簿謄本
- ⑫ 決算報告書
- ⑬ 納税証明書
- ⑭ 会社・事業所概要書（パンフレット、地図等）
- ⑮ 施設平面図・機器配置図
- ⑯ システムフロー図
- ⑰ 単線結線図・配線配管計画図
- ⑱ 契約電力等根拠資料
- ⑲ リース契約書等（案）
- ⑳ 料金計算書（案）
- ㉑ 東京都ビジネス事業者登録証（ESCO 事業者）
- ㉒ 現況を示す写真
- ㉓ 想定機器カタログ
- ㉔ エネルギー使用量実績

様式一覧表

第1号様式	: 助成金交付申請書
第1号様式別紙1	: 助成金交付申請内訳書
第2号様式	: 助成金交付決定通知書（別紙有）
第3号様式	: 助成金不交付決定通知書
第4号様式	: 発電効率及び排熱利用率の実績に関する報告書
第5号様式	: エネルギー利用等の情報交換実績に関する報告書
第6号様式	: 一時滞在施設の所在地等の周知の実績に関する報告書
第7号様式	: 助成事業開始届出書（別紙有）
第8号様式	: 助成金交付申請撤回届出書
第9号様式	: 助成事業実施計画変更申請書（別紙有）
第10号様式	: 住所等の変更届出書
第11号様式	: 工事遅延等報告書
第12号様式	: 助成事業廃止申請書
第13号様式	: 実績報告書（別紙有）
第14号様式	: 助成金確定通知書（別紙有）
第15号様式	: 助成金交付請求書（別紙有）
第16号様式	: 助成金返還報告書
第17号様式	: 取得財産等処分承認申請書
第18号様式	: 財産等処分承認通知書
第19号様式	: 助成事業実施計画書
第20号様式	: 区分所有者等の申請に係る同意書
第21号様式	: 助成対象事業の実施に係る同意書
第22号様式	: 誓約書

スマートエネルギーエリア形成推進事業

助成金交付申請関係書類

助成対象事業の名称

○×再開発地区

CGS 及び熱電融通インフラ設置事業

〇〇年〇〇月〇〇日

(助成対象事業者)

〇〇不動産 株式会社

株式会社 □□熱供給

【記入例】

申請書類チェックリスト

項目	確認欄
事業の名称	<input type="radio"/> ×再開発地区 CGS 及び融通インフラ設置事業
事業者名	<input type="radio"/> 〇〇不動産 株式会社 <input type="checkbox"/> 株式会社 <input type="checkbox"/> 〇〇熱供給
申請単位	<input type="checkbox"/> 単独 <input checked="" type="checkbox"/> 共同(<input type="checkbox"/> リース <input type="checkbox"/> ESCO <input checked="" type="checkbox"/> 熱供給)

(1)様式関係

No.	書類	備考	確認欄
①	助成金交付申請書	第1号様式鑑:申請書本書	レ
②	助成金交付申請内訳書	第1号様式:別紙1 表計算ソフトを使用すること	レ
③	誓約書	第22号様式 申請者全員分の誓約書を添付すること。	レ
④	助成事業実施計画書 (助成事業工程表を含む)	第19号様式	レ
⑤	区分所有者等の申請に係る 同意書	第20号様式 (助成対象設備に区分所有がある場合)	レ
⑥	助成対象事業の実施に係る 同意書	第21号様式 (助成対象事業者とCGSを設置する建築物又は供給対象 建築物の所有者が異なる場合は必要です)	レ
⑦	熱電エリアエネルギーマネ ジメント協議会等の組織図	CGSを設置する建築物及び供給対象建築物全体でエ ネルギー利用等に関する情報交換体制の構築に係る組織 図	レ
⑧	災害時等における熱電融通 に関する協定書或いは同意 書	災害時等において熱電融通を実施する旨の協定書或いは 協定締結には至らない場合の同意書(様式自由)	レ

スマートエネルギーエリア形成推進事業

(2)別添資料

No.	書類	備考	確認欄
⑨	参考見積書	見積書を添付してください。 業者の詳細見積書を添付し、必要に応じて内訳明細書を作成してください。 なお、申請書受領後に公社担当者から、見積書・見積内訳書等の電子データ提出を要請する場合がありますので、ご準備しておいてください。	レ
⑩	商業(法人)登記簿謄本	申請者全員分が必要です。 ・発行後3か月以内のもの	レ
⑪	建物登記簿謄本	助成対象設備を設置する建物分 ・発行後3か月以内のもの ・表題部及び権利部の記載があるもの なお、新築の場合は、建築確認申請済証等	レ
⑫	決算書	申請者全員分が必要です。 ・経営状態、会社情報が確認できるもの(事業報告書など) ・決算報告書(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書)を直近3年分 なお、インターネットで財務状況を公開している企業は、インターネット上の資料の写しの添付でも可能とします。	レ
⑬	納税証明書	申請者全員分が必要です。 ・事業税(都税事務所発行のもの)を直近3か年分	レ
⑭	会社・事業所概要書 (パンフレット等)	申請者全員分が必要です。 ・株主総会の事業報告など会社概要が確認できるもの ・会社、事業所の事業内容が確認できるもの なお、インターネットで会社状況を公開している企業は、インターネット上の資料の写しの添付でも可能とします。	レ
⑮	施設平面図・機器配置図	施設の助成対象部分と対象外部分が明確にわかる平面図及び施設全体がわかる平面図を添付すること。 助成対象となる機器の配置場所を確認できるもの なお、詳細機器配置図は、助成事業開始届出書に添付すること。	レ
⑯	システムフロー図	・助成対象となる設備間の関係性や燃料、電気、熱の流れが確認できるもの ・助成対象範囲と対象外範囲を明確に区分すること。	レ
⑰	単線結線図	助成対象となる電気設備を確認できるもの なお、配線・配管計画図は、助成事業開始届出書に添付すること。	レ
⑱	契約電力等根拠資料	CGS を設置する建築物及び供給対象建築物の電力需要計算書に使用した根拠資料等	レ

スマートエネルギーエリア形成推進事業

⑭	リース契約書等(案)	リース事業者、ESCO 事業者との共同申請を行った場合に提出	レ
⑮	料金計算書	助成金が交付された場合の減額調整後の料金が確認できるもの	レ
⑯	東京都ビジネス事業者登録通知書	ESCO 事業者が申請を行った場合に提出	レ
⑰	現況を示す写真	既存設備がある場合は、既存設備(設置位置・性能・メーカー名・型式・製造年月等)が確認できるもの	レ
⑱	想定機器カタログ	設置する機器の性能等が分かるもの。 対象機器はメーカー等で区別すること。 カタログが分厚い場合、表紙と該当箇所の写しを添付すること。	レ
⑳	エネルギー使用量実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去2年間の種類別エネルギー使用量の購入伝票 ・ 申請日の前年度1年間の最大需要電力が分かる書類 なお、インターネットで入手可能な電力等エネルギー使用量のデータの資料の写しの添付も可能とする。	レ

【記載例】

第1号様式（第8条関係）

2019年 ◆◆月 ●●日

公益財団法人
東京都環境公社 理事長 殿

申請日を記入してください。

本申請書類作成要領は、CGS設置事業者と熱供給事業者の二者申請の場合を想定して記載しています。

(助成対象事業者)

住所 東京都千代田区大手町×丁目△番地
 事業者名 ○○不動産株式会社
 氏名 代表取締役 東京 太郎 (社印) (代表者印)

(熱供給事業者)

住所 東京都中央区●●1-2-3
 会社名 株式会社×△○□ (社印) (代表者印)
 氏名 代表取締役社長 熱電 三郎 (印)

助成金交付申請書

別紙の助成金交付申請内訳書の数字と合わせてください。

スマートエネルギーエリア形成推進事業助成金交付要綱（平成27年9月16日付27都環公総地第844号）第8条第1項の規定に基づき、助成金の交付について関係書類を添えて、次のとおり申請します。

事業の名称	○×再開発地区CGS及び熱電融通インフラ設置事業		
事業所の名称	○×再開発地区(CGS設置) 住所表記(配達可能な住所)とする。		
事業所の所在地	〒175-0018 東京都文京区小石川 ●丁目▼番地-××●		
助成金交付申請額	(1) 助成事業に要する経費	871,441,200	円
	(2) 助成対象経費	786,000,000	円
	(3) 助成金交付申請額	130,999,000	円
設置するコージェネレーションシステムの定格発電容量	3,500	kW	
供給対象建築物等の最大需要電力合計	5,000	kW	
熱電融通インフラ設備容量	最大電力融通	3,500	kW
	最大熱融通	14.6	GJ/h
総括的連絡先	会社名 ○○不動産株式会社 部課名 ××○課 担当者氏名 東京 次郎 (電話番号 03-1234-5678) (携帯電話 090-2345-6789) (Eメール LLLLLLLLLLLLLLLLLLLLLL)		
※受付欄	東京都及び公社から確実に連絡が取れる担当者の連絡先を記入してください。(担当者は、助成金対象共同申請者の内の1社から選んでください。)		

備考 供給対象建築物等とは、コージェネレーションシステムを設置する建築物及びコージェネレーションシステムから電気の供給を受ける建築物をいう。
 ※印の欄には、記入しないこと。

(日本産業規格A列4番)

【記載例】

第1号様式:別紙
事業者名

助成金交付申請内訳書 (1/2)

助成申請モデル					<input type="radio"/> 融通インフラモデル	<input type="radio"/> 単独モデル		
助成申請モデルのどちらかに、『O』を記入願います。								
設備区分	①助成事業に要する経費 (千円)			②本助成金以外の助成金又は給付金の有無	③助成対象経費 (千円)	④本助成金以外の助成金又は給付金の額 (千円)		
	単価	数量	経費					
CGS設置工事	CGS設置工事	-	-	715,000.0	O	715,000	120,000	
	詳細設計費	10,000.0	1	10,000.0				
	CGS機器(発電能力930kW)	180,000.0	3	540,000.0				
	CGS機器設置工事(基礎)	20,000.0	1	20,000.0				
	CGS機器設置工事(据付)	60,000.0	1	60,000.0				
	CGS機器設置工事(電気)	30,000.0	1	30,000.0				
	CGS機器設置工事(ガス)	15,000.0	1	15,000.0				
	CGS機器設置工事(排熱)	25,000.0	1	25,000.0				
	CGS機器設置工事(計装)	15,000.0	1	15,000.0				
	熱電融通インフラ設置工事	熱電融通インフラ設置工事	-	-	106,000.0	O	106,000	35,333
		詳細設計費	10,000.0	1	10,000.0			
電力融通インフラ機器		15,000.0	1	15,000.0				
熱融通インフラ機器		20,000.0	1	20,000.0				
電力融通インフラ機器設置工事(基礎)		7,500.0	1	7,500.0				
電力融通インフラ機器設置工事(据付)		8,000.0	1	8,000.0				
電力融通インフラ機器設置工事(電気)		9,000.0	1	9,000.0				
電力融通インフラ機器設置工事(計装)		5,000.0	1	5,000.0				
熱融通インフラ機器設置工事(基礎)		7,500.0	1	7,500.0				
熱融通インフラ機器設置工事(据付)		9,000.0	1	9,000.0				
熱融通インフラ機器設置工事(熱)		10,000.0	1	10,000.0				
熱融通インフラ機器設置工事(計装)		5,000.0	1	5,000.0				

単価の表示は、小数点以下1桁のみですが、**入力**は、小数点以下3桁(円単位)まで入力してください。

【記載例】

第1号様式:別紙
事業者名

助成金交付申請内訳書 (2/2)

設備区分	①助成事業に要する経費 (千円)			②本助成金以外の助成金又は給付金の有無	③助成対象経費 (千円)	④本助成金以外の助成金又は給付金の額 (千円)
	単価	数量	経費			
助成対象設備						
⑩助成対象経費合計			821,000.0		821,000	155,333
CGS設備経費			715,000.0		715,000	120,000
熱電融通インフラ設備経費			106,000.0		106,000	35,333
⑪交付申請額					136,832	千円
CGS設備経費					119,166	千円
熱電融通インフラ設備経費					17,666	千円
助成対象外設備	その他工事費	-	-	18,000.0		
	基本設計費	5,000.0	1	5,000.0		
	既設解体工事	10,000.0	1	10,000.0		
	産業廃棄物処理費	3,000.0	1	3,000.0		
	諸経費	-	-	2,890.0		
	交通費	2,154.8	1	2,154.8		
安全対策費	500.8	1	500.8			
公的申請・届出費用	234.4	1	234.4			
助成対象外経費合計			-	20,890.0		
総計			841,890.000			
消費税等相当額			67,351.200			
推定総工事金額 (助成事業に要する経費)			909,241.200			

第22号様式

誓 約 書

公益財団法人

東京都環境公社 理事長 殿

スマートエネルギーエリア形成推進事業助成金交付要綱(平成27年9月16日付27都環公総地第844号。以下「交付要綱」という。)第8条の規定に基づく助成金の交付の申請を行うに当たり、当該申請により助成金等の交付を受けようとする者(法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。)が交付要綱第3条に規定する助成対象事業者に該当し、将来にわたっても該当するよう法令等を遵守することをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、交付要綱第24条の規定により助成金交付決定の全部又は一部の取消しを受けた場合において、交付要綱第25条に規定する助成金の返還を請求されたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、貴公社理事長又は東京都が必要と認めた場合には、暴力団関係者であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

○●○○ 年 ×□月 △▽ 日

共同申請者全員分の誓約書を添付すること。

住所

東京都千代田区大手町×丁目－△番地

会社名

○○不動産 株式会社

氏名

代表取締役

東京 太郎

代表
者印

Ⓢ

- ※ 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- ※ この誓約書における「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。
 - ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
 - ・暴力団又員を雇用している者
 - ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
 - ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(日本産業規格A列4番)

【記載例】

第21号様式

		〇〇〇〇年	●●月	□□日
公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿				
(助成対象事業者)				
〇〇不動産 株式会社 代表取締役 東京 太郎 殿				
株式会社 ×△□□ 代表取締役社長 熱電 三郎 殿				
[Redacted]				
CGS を設置する建築物及び供給対象建築物の所有者全員の同意書を添付すること。				
助成対象事業の実施に係る同意書				
スマートエネルギーエリア形成推進事業助成金交付要綱(平成27年9月16日付27都環公総地第844号)第4条、第5条、第10条第1項第四号、同項第五号、第12条、第32条及び第34条の規定を確認の上、上記の事業者の助成金交付申請に同意します。				
助成事業対象施設				
(郵便番号)	(住所)			
123-1234	東京都〇〇区□□△△町1-2-3			
施設名	●△◆□第一ビル			
(助成事業対象建築物の所有代表者)				
会社名	株式会社●△◆□会社			
(役職)	代表取締役社長	(氏名)	〇× ×□	代表者印 ㊟

備考 助成対象事業者が複数の場合は、宛先を連名にすること。

(日本産業規格A列4番)

第19号様式 その1

助成事業実施計画書

1. 事業の概要

(1) 事業の名称	〇×再開発地区	事業所の名称には、ビル名などを記載してください。 会社名だけではビルが特定できません。
(2) 事業所の名称※	〇×再開発地区	
(3) 事業所の所在地※	〒175-0018	
(4) 概要	<p>コージェネレーションシステム及び熱電融通インフラ</p> <p>1 A棟へのCGS（発電能力2,000、1,500kW各1台）設置 YYY社製型番〇〇〇-123:1台（電力出力200kW） YYY社製型番〇〇〇-125:1台（電力出力400kW）</p> <p>導入される主要な機器（能力・台数等）を記載してください。</p> <p>2 A棟・B棟・C棟への電力融通及びA棟・B棟・C棟・D棟への熱融通システム設置 A棟・B棟への電力融通インフラ：A棟用（最大●〇kW×■◆m）、B棟（最大△〇kW×○◆m） A棟・B棟・C棟への熱融通インフラ：A棟用（最大◎◎◎GJ/h×◆〇m）、B棟用（最大〇□△GJ/h×■△m）、 C棟用（最大△◆〇GJ/h×○●●m）</p> <p>3 各ビルへのBEMS設置（対象外） A棟：〇〇×社製▽-123 B棟：××〇〇社製▽-987 C棟：◇◇□□社製◎-456</p> <p>4 A棟への太陽光発電設備（22kW）及び蓄電池設置（150kVAh）（対象外）</p> <p>太陽光発電設備 X社製型番■〇〇：太陽光電池パネル（〇〇〇W）×100枚、 Z社製型番◆〇△：蓄電池システム（■〇△kVAh）</p> <p>5 B・C棟への電気自動車用急速充電器設置（対象外） T社製急速充電器型番◆◆◆：〇〇台 充電器容量：11kW</p>	

※ 複数事業所がある場合は、主要な1箇所の名称のみを記載し、その他〇〇箇所と記載すること。また、所在地については、主要な1箇所の所在地を記載すること。

2. 事業者及び連絡先

(1) 本事業における総括的連絡先

注）事業全般の内容について、総括的対応が可能であるとともに、申請者に係る会社からの指示に対して、一元的な窓口を担う連絡先を記載すること。

会社名（事業者名）	〇〇不動産 株式会社	
会社所在地	〒243-0036	千代田区大手町×丁目-△番地
代表者役職名と氏名	代表取締役	東京 太郎
部署名	××〇課	
窓口担当者氏名	東京 次郎	
連絡先	電話番号	03-1234-5678
	携帯電話	090-2345-6789
	FAX番号	03-1234-5555
	E-mailアドレス	LLLLLLLLLLLLLLLLLLLLLLLLLLLLLLLL

総括的連絡先には、会社から問い合わせ等を行いますので、第一号様式に記載した担当者及び連絡先と必ず合わせてください。

添付書類：①商業登記簿謄本、②決算報告書（直近3カ年分）、③納税証明書、④会社概要書（パンフレット、地図等）

（日本産業規格A列4番）

第19号様式 その2-1

注) 単独申請の場合は、本様式(第19号様式 その2-1)は提出不要です。
 また共同申請で、総括的連絡先を記載している場合は、総括的連絡先と同一の事業者は記載不要です。

(2) 助成対象事業者（区分所有者又は共有者の場合は、代表会社）

注) 詳細は、別紙1その1～5に記載すること。但し、その4、5は対象となる場合のみ添付すること。

会社名	〇〇不動産 株式会社			
会社所在地	東京都千代田区大手町×丁目－△番地			
代表者氏名	代表取締役 東京 太郎			
担当者氏名	××〇課 東京 次郎			
電話番号	電話	03-1234-5678	FAX	03-1234-5555
E-mailアドレス	LLLLLLLLLLLLLLLLLLLL			

添付書類： ①商業登記簿謄本（個人事業主の場合は、開業届の写し等、業種、設立年月日が証明される書類）、②決算報告書（直近3か年分）、③納税証明書、④会社概要書（パンフレット等）

(3) 熱供給事業者（熱需給契約締結の場合）

会社名	株式会社 ×△〇□			
会社所在地	東京都中央区●〇1-2-3			
代表者氏名	代表取締役社長 熱電 三郎			
担当者氏名	A×〇課 電熱 志朗			
電話番号	電話	03-2345-6789	FAX	03-2345-6666
E-mailアドレス	OOOOOOOOOOOOOO			

添付書類： ①商業登記簿謄本、②決算報告書（直近3か年分）、③納税証明書、④会社概要書（パンフレット）、⑤熱需給契約書（案）、⑥熱需給料金計算書（案）

ESCO事業者が総括的連絡先として17号様式その1に記載されていますので、この欄は記載不要です。

(4)

会社名				
会社所在地				
代表者氏名				
担当者氏名				
電話番号	電話		FAX	
E-mailアドレス				

添付書類：

【記載例】

第19号様式 その2-2

(5) 電気主任技術者連絡先

会社名	株式会社 ×△○□			
住 所	東京都文京区小石川●丁目▼番地-××●			
部署名	施設部施設課			
担当者役職名	係長			
担当者氏名	●● ◎◎			
電話番号	電話	03-4567-8901	FAX	03-4567-8888
E-mailアドレス	MMMMMMMMMMMMMM			

注) 契約電力500kW以上の大規模事業所のみ記載してください。

(6) エネルギー管理士

会社名	株式会社 ×△○□			
住 所	東京都文京区小石川●丁目▼番地-××●			
部署名	施設部運用課			
担当者役職名	課長			
担当者氏名	◆◇ ○●			
電話番号	電話	03-4567-8901	FAX	03-4567-8888
E-mailアドレス	SSSSSSSSSSSSSSSSSSSSSSSSSSSSSSSSSSSS			

注) 電気供給業熱供給業、熱供給業に属する第一種エネルギー管理指定工場等については、原油換算で10キロリットル以上の場合、エネルギー管理士を2名選任する必要があります。また10キロリットル未満の場合は、1名の選任が必要です。

【記載例】

第19号様式 その3

3. 事業所の概要

3.1 事業所の概要

ふりがな		まるぼつさいかいはつちく(シージーエスせつちぎょうしょ)				
事業所の名称※		○×再開発地区(CGS設置事業所)				
事業所の所在地		175-0018 東京都文京区小石川●丁目▼番地-××●				
		床面積	建物利用人数	地上階数	地下階数	最大需要電力
		m ²	人	階	階	kW
電力供給 対象 建築物	CGS設置建築物	30,000	3,000	35	5	2,600
	B棟	10,000	1,000	20	3	700
	C棟	15,000	1,200	30	4	1,100
	D棟					
	E棟					
熱供給 対象 建築物	CGS設置建築物	30,000	3,000	35	5	
	B棟	10,000	1,000	20	3	
	C棟					
	D棟	20,000	2,000	25	4	
	E棟	25,000	1,500	25	2	
CGS設置建築物竣工年月		2020年2月				
CGS設置建築物の所有形態		自己所有	○	他人所有		

※ 事業所の名称には、必ず建物名を記載して、その後に事業所名を記載すること。

3.2 環境に関する規制基準

(1) 騒音

種別 第3種	区域	時間の区分		規制基準	
		6:00	～ 8:00	55	dB
		8:00	～ 19:00	60	
		19:00	～ 23:00	55	
23:00	～翌日 6:00	50			

騒音規制法の該当する区域名を記載してください。

(2) 振動

種別 第2種	区域	時間の区分		規制基準	
		8:00	～ 19:00	65	dB
19:00	～翌日 8:00	60			

振動規制法の該当する区域名を記載してください。

(3) 窒素酸化物

施設の種類 ガス機関	規制基準	
	600	ppm

大気汚染防止法の該当する施設名を記載してください。

(日本産業規格A列4番)

第19号様式 その4-1

4. 実施計画

(1) 計画の概要

事業費	助成事業に要する経費（税込）		871,441	千円
	助成対象経費		786,000	千円
	（CGS設備設置経費）		680,000	千円
	（熱電融通インフラ設備設置経費）		106,000	千円
	助成金交付申請額		130,999	千円
	（CGS設備設置経費）		113,333	千円
		（熱電融通インフラ設備設置経費）	17,666	千円
CGSの概要	電力出力		3,500	kW
	排熱回収熱		4,100	kW
			14.76	GJ
	燃料消費		9,000	kW
			720	m ³ _N /h
	燃料の種類		都市ガス（13A）	
	燃料供給会社名		東京ガス	
	燃料の炭素換算係数		0.0138	
	燃料の炭素換算係数比率 [※]		1.1	>
	発電効率		42	%
	排熱利用率		32	%
	総合効率		87	%
	2.17×発電効率＋排熱利用率		119.7	%
定格電圧		6.6	kV	
定格周波数		50	Hz	
供給対象建築物等の最大電力需要合計			5,000	kW
最大電力需要に対するCGSの出力の割合			70.0	%
一時滞在施設の規模	受け入れる帰宅困難者数（想定）		4,190	人
	面積		9,000	m ²
	施設への電力供給		2,800	kW
従業員用避難施設	従業員数		5,200	人
	面積		55,000	m ²
工事完了予定			○○○年■■月	
備考				

※ 特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年3月29日経済産業省・環境省令第3号）別表第1の第5欄に掲げる天然ガスの燃料換算係数（t-c/GJ）はB=0.0138です。ガス供給会社の燃料換算係数をAとして、A/B計算値を燃料の炭素換算係数比率に記載してください。

(2) エネルギー使用計画（詳細は別紙2参照）

注）工事完了予定日の属する年度の翌年度から起算して2年度分を記載すること。

エネルギーの種類	単位	エネルギー使用計画	
		○○▲ 年度	○○△ 年度
電力	MWh/年	25,805	25,805
排熱回収熱	MWh/年	14,216	14,216
	GJ/年	51,178	51,178
熱電比（回収熱/電力）	—	0.55	0.55

（日本産業規格A列4番）

【記載例】

第19号様式 その4-2

4. 実施計画

(3) CGSの仕様概要

機器番号		No.1	No.2	No.3	No.4	
CGS の 仕 様	製造メーカー名(製造者)	YYYYY	YYYYY			
	型式	123-54T	123-55T			
	燃料使用量 (kW)	5,000	4,000			
	発電定格出力 (kW)	2000	1500			
	熱エネルギー定格出力(kW)	2300	1800			
	効率 (%)	発電	40.0	37.5		
		排熱回収	46.0	45.0		
		総合	86.0	82.5		
	外形寸法 (m)	長さ	3.5	3.2		
		幅	2.0	1.8		
		高さ	1.8	1.7		
総重量		3.5	3.2			

添付書類:①機器カタログ、②排熱利用計算書(排熱利用率の算定根拠資料)

(4)熱電融通インフラ設備

		最大需要電力	供給能力	最大供給電力 /最大需要電力	供給熱電 融通予定量
			最大供給電力		供給予定電力量
		kW	kW	%	MWh/年
電 気 の 融 通	CGS設置建築物	2,600	1,800	69.2	13,300
	B棟	700	400	57.1	2,900
	C棟	1,700	1,300	76.5	9,600
	D棟				
	E棟				
	電力融通計	5,000	3,500	70.0	25,800
熱 の 融 通		—	最大熱供給	—	供給予定熱量
		—	GJ/h	—	GJ/年
	CGS設置建築物	—	5.9	—	20,500
	B棟	—	1.9	—	6,800
	C棟	—		—	
	D棟	—	3.9	—	13,700
	E棟	—	2.9	—	10,200
	熱融通計	—	14.6	—	51,200

(日本産業規格A列4番)

【記載例】

第19号様式 その4-3

4. 実施計画

(5)付帯要件機器

① エネルギーマネジメント

		既存建築物		新規建築物
		既存設備	新規導入	新規導入
供給対象 建築物	CGS設置建築物			○
	B棟			○
	C棟			○
	D棟		○	
	E棟		○	

注) 供給対象建築物のエネルギーマネジメントの実施を可能にする設備の既存設備及び導入予定には、該当する項目に『○』を記入してください。

② 公衆無線LAN

		公衆無線LAN	備考
供給対象 建築物	CGS設置建築物	○	
	B棟	○	
	C棟	○	
	D棟	○	
	E棟	○	

③ 再生可能エネルギー機器・電気自動車用急速充電器・燃料電池自動車

		再生可能 エネルギー機器	電気自動車用 急速充電器	燃料電池 自動車
供給対象 建築物	CGS設置建築物	○		○
	B棟		○	
	C棟		○	
	D棟			○
	E棟			○

注-1) 上記②及び③には、設置予定の設備等があれば、○を記入してください。

注-2) ③の再生可能エネルギー機器等の設置要件は、以下の通りですので、要件を満足している場合にのみ、表中に○を記載してください。

再生可能エネルギー機器:

太陽光発電設備等: >10MWh/年を設置すること。(地熱・風力等も対象)

太陽熱回収設備等: >97.6GJ/年(1次エネルギー換算)

電気自動車用急速充電器: 定格出力10kW以上の充電器を1台以上設置すること。

燃料電池自動車: 都内で車検登録した自動車を1台以上導入すること。

(6)環境に関する規制基準の順守

騒音に関する規制基準の遵守は可能か	○	可能	不可能
振動に関する規制基準の遵守は可能か	○	可能	不可能
窒素酸化物に関する規制基準の遵守は可能か	○	可能	不可能

添付書類: コージェネレーションシステムから発生する騒音、振動及び窒素酸化物が規制基準を遵守することを証明する資料(計算書など)

(日本産業規格A列4番)

【記載例】

第19号様式 その4-4

4. 実施計画

(7)ESCO事業者の概要

注)ESCO契約締結(予定)又は既に契約している場合のみ記載すること。

項目	内容		
ESCO事業者の名称			
リース(又は割賦販売)契約の有無	有	無	
ESCO契約種別	シェアード	ギャランティード	
ESCO契約期間	開始	終了	年間
東京都ビジネス事業者登録年月日			
東京都ビジネス事業者登録番号			
備考	契約期間は、本事業実施期限以上とすること。		

(8)リース事業者(割賦を含む)の概要

注)リース契約締結(予定)又は既に契約している場合のみ記載すること。

項目	内容		
リース事業者(割賦を含む)の名称			
リース対象機器			
割賦対象機器			
リース(割賦)契約期間	開始	終了	年間
備考	契約期間は、本事業実施期限以上とすること。		

(日本産業規格A列4番)

【記載例】

第19号様式 その4-5

4. 実施計画

(9)一時滞在施設の概要

項目		内容	
CGS設置建築物の所在地		175-0018 東京都文京区小石川●丁目▼番地-xx●	
一時滞在施設の概要	CGS 設置建築物	避難施設延床面積	3,000 m ²
		建築物内想定従業員数	3,000 人
		受入(想定)帰宅困難者数	1,500 人
		面積当りの収容者数	0.5 人/m ²
		施設への供給電力	300 kW
		一般への周知方法	
	B棟	避難施設延床面積	1,000 m ²
		建築物内想定従業員数	3,000 人
		受入(想定)帰宅困難者数	290 人
		面積当りの収容者数	0.3 人/m ²
		施設への供給電力	250 kW
		一般への周知方法	
	C棟	避難施設延床面積	1,500 m ²
		建築物内想定従業員数	4,000 人
		受入(想定)帰宅困難者数	500 人
		面積当りの収容者数	0.3 人/m ²
		施設への供給電力	400 kW
		一般への周知方法	
	D棟	避難施設延床面積	2,000 m ²
		建築物内想定従業員数	1,400 人
		受入(想定)帰宅困難者数	1,000 人
		面積当りの収容者数	0.5 人/m ²
		施設への供給電力	100 kW
		一般への周知方法	
E棟	避難施設延床面積	1,500 m ²	
	建築物内想定従業員数	1,000 人	
	受入(想定)帰宅困難者数	900 人	
	面積当りの収容者数	0.6 人/m ²	
	施設への供給電力	150 kW	
	一般への周知方法		
	避難施設延床面積	m ²	
	建築物内想定従業員数	人	
	受入(想定)帰宅困難者数	人	
	面積当りの収容者数	人/m ²	
	施設への供給電力	kW	
	一般への周知方法		
	避難施設延床面積	m ²	
	建築物内想定従業員数	人	
	受入(想定)帰宅困難者数	人	
	面積当りの収容者数	人/m ²	
	施設への供給電力	kW	
	一般への周知方法		
その他特記事項			

(日本産業規格A列4番)

【記載例】

第19号様式 その5

5. 詳細工程及び資金調達計画

注) 交付決定日を想定して以下の予定日等を計画すること。

5.1 助成金事業の事業開始日（工事契約予定日） ○●○年△△月◇◇日

5.2 助成金事業の完了予定日 ○●○年■月▲▲日

5.3 助成金事業の工事日数（土日祝日を含む） ×○◇ 日間

5.4 助成金事業工程表（詳細は別紙3参照）

事業開始から助成金事業の完了予定までの期間を記載すること。

第19号様式：
別紙3と合わせて
ください。

5.5 資金調達計画

調達先	調達金額（千円）	備考
助成対象事業者 自己資金	871,441	○○△銀行◇◇支店 助成対象事業者 が資金調達する場 合は、借入金を手 当てる金融機関 名を記載してくだ さい。
借入金		
ESCO事業者（シェアード契約の場合は記載）		
リース事業者（リース・割賦の場合は記載）		
熱供給事業者		
合 計	871,441	

注) 上記調達金額合計は、第1号様式の(1)助成事業に要する経費の金額と合致させること。

注) 助成対象事業者の自己資金と借入金は、内数としてカッコ内に記載すること。

注) 金融機関からの借入金の場合は、金融機関名とその本支店名を備考欄に明記すること。

(日本産業規格A列4番)

【記載例】

第19号様式 その6

6. 実施事業に関する事項

6.1 その他の補助金・助成金等との関係

注) 当該事業に直接あるいは間接に関係するものについて、必ず記入すること。（誤記載等が後に判明した場合、交付決定を取り消す場合もあります。）

本助成金以外に、他の機関から補助金等を受け、事業を実施する予定がありますか。

注) 現在、補助金又は助成金を受けることが決まっている場合に加え、申請中及び申請予定のものについても必ず記入すること。

1. 実施する予定がある。

2. 実施する予定はない。

（該当する番号を記入： 1 ）

注) 回答が1の場合は、以下に記入すること。

補助金等の名称	熱利用自家発電設備補助事業		
補助金等の実施機関名称	XXX機構改善公社		
補助金等の目的	電力分散化と電力多様化の促進		
実施期間	開始 ○●○○年△△月	終了 ○●●●年■月	◎ 年間
交付決定時期	○○年◇◇月		
交付申請額	155,333		千円

6.2 許認可・権利関係等事業実施の前提となる事項

注) 事業実施に当たって許認可（届出）、権利使用（又は取得）の必要なものについて、取得状況及び見通しを記載すること。

- 騒音防止法及び振動防止法に基づく規制基準を達成するために、コジェネレータ、吸収式冷温水発生機及びボイラ等は、地下に設置することとし、防音・振動対策
- コジェネレータの排ガス中に窒素酸化物の規制基準遵守のため、窒素酸化物の除去装置を設置予定である。

その他の補助金・助成金を申請している、又は申請する予定のある場合は、必ず記載してください。記載漏れ等がある場合、交付決定後に判明した場合は、交付取り消しの対象となりますので、ご注意ください。

6.3 その他実施上問題となる事項

注) 実施上問題となる事項がある場合は、その内容と解決の見通しを記載すること。特にありません。

公害防止協定協議・許認可の取得等、本事業成立の前提に係る項目について記載してください。

法令・条例に基づく規制以外で、本事業成立の前提条件に係る項目について記載してください。

（日本産業規格A列4番）

【記載例】

第19号様式：別紙1その1-1

助成対象事業者について

1. 助成対象事業者に関する情報

開業日・設立日は、商業登記簿謄本又はパンフレット等の日付を西暦で記載すること。

企業の場合は企業名を、個人事業者の場合は、屋号を記載すること。

ふりがな 企業名 (屋号)	まるまるぶどうさん かぶしきがいし 〇〇不動産 株式会社		
ふりがな 代表者名	とうきょう たろう 東京 太郎		
開業・設立日	1950年1月28日		
日本標準産業分類 ^{※1} による業種 ^{※2}	大分類	K	不動産業、物品賃貸業
	中分類	69	不動産賃貸業・管理業
資本金（出資金）	10,000	千円	
株主数（出資者数）	5,000	人	
発行済株式総数（出資総額）	20,000,000 株	10,000 千円	
役員数	30	人	
従業員数	50000	人	
企業の沿革 ^{※3}	注) 申請した企業の創業等の沿革、過去・現在の主な事業を記載すること。 1950年1月 : 東京不動産㈱として創業 1960年4月 : ×◆会社と合併 1965年10月 : 〇〇不動産㈱に社名変更 1975年10月 : 千代田区神田に〇〇不動産ビル1号館竣工 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;"> 共同申請者全員の別紙 1 その1 を添付すること。 </div>		
代表者の略歴 ^{※3}	注) 申請した企業の代表者の略歴を記載すること。 1970年4月 : 〇〇不動産㈱に入社 2000年6月 : 〇〇物流(子会社)社長就任 2008年6月 : 〇〇不動産㈱取締役役に就任 2010年10月 : 〇〇不動産㈱専務取締役役に就任 2012年6月 : 〇〇不動産㈱代表取締役役に就任		
ホームページアドレス	http://WWW.WWWWWW		

※1 統計法(平成19年法律第53号)第28条第1項及び附則第3条の規定に基づき、法第2条第9項に規定する統計基準のこと。

※2 業種は、売上高が最も大きな業種を記載すること。

※3 企業及び代表者の刑事上の処分などがある場合は、沿革又は略歴に記載すること。

【記載例】

第19号様式：別紙1その2-1

共同申請者全員の別紙1その2
を添付すること。

2. 助成対象事業者の現況等

(1) 株主（出資者）構成

株主（出資者）名	資本金	主たる事業 （業種）	従業員数	所有株式数 （出資額）	出資 比率
1. 株〇〇商事	10,000 億円	商社	10,000 人	500,000 株 (250,000 千円)	2.5 %
2. 株△△物産	5,000 億円	商社	5000 人	200,000 株 (100,000 千円)	1.0 %
3. ◆◆商会(株)	3,000 億円	商社	5000 人	100,000 株 (50,000 千円)	0.5 %
4. 東京太郎(有)	10 億円	不動産管理	5 人	70,000 株 (35,000 千円)	0.4 %
5. 〇×物産(株)	億円		人	69,000 株 (34,500 千円)	0.3 %
6. 株▽〇商事	億円		人	65,000 株 (32,500 千円)	0.3 %
7. 〇〇銀行(株)	億円		人	60,000 株 (30,000 千円)	0.3 %
8. ◆▽電力(株)	億円		人	50,000 株 (25,000 千円)	0.3 %
9. ▽〇ガス(株)	億円		人	48,000 株 (24,000 千円)	0.2 %
10. ×〇▽投資(株)	億円		人	40,000 株 (20,000 千円)	0.2 %

注) 個人が株主である場合は、以下の表にも記載すること。

注) 出資比率は、小数点2桁目を切り捨てた数値を記載すること。

注) 出資額が多い順に10位までの株主を記載すること。

(2) 直近の決算期に製品・商品・サービス等別売上高（主たるもの）

主な製品・商品・サービス等の売上高	金額	割合	備考
不動産販売	50,000 千円	50 %	
不動産賃貸	30,000 千円	30 %	
百貨店	20,000 千円	20 %	

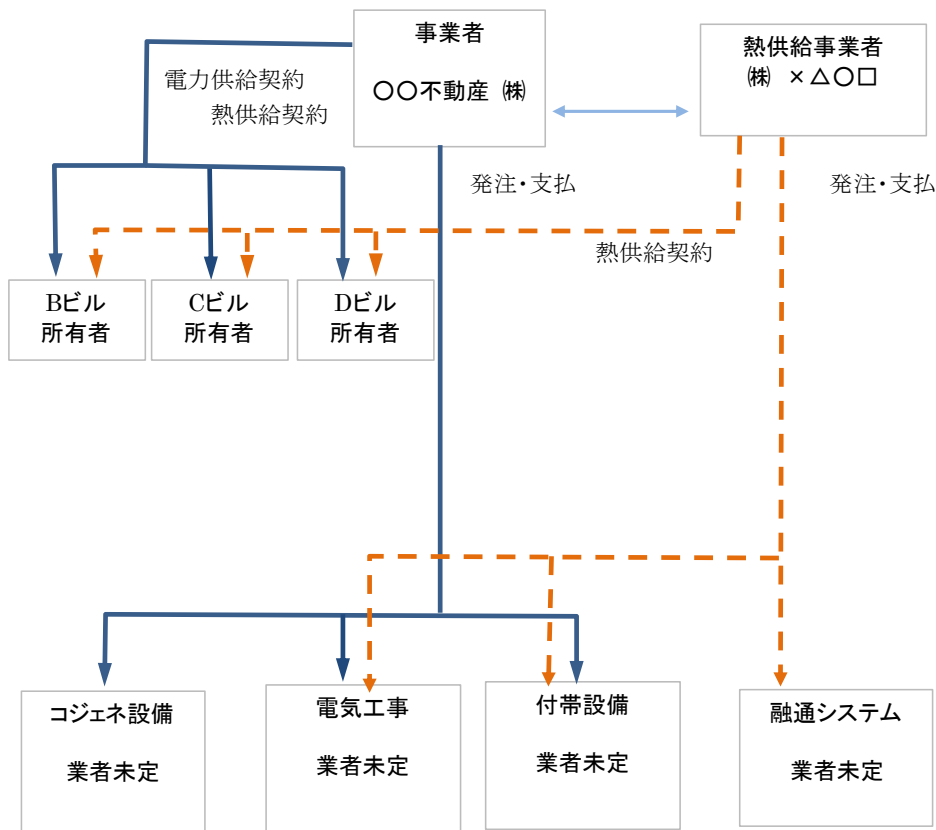
(日本産業規格A列4番)

【記載例】

第19号様式：別紙1その3

(3) 助成対象事業者が計画する助成事業の実施体制

注) 本事業を共同事業で行う場合は、共同申請者同士及び工事請負者との連絡・責任体制を明確に記入すること。



(4) 助成対象事業者の今後の経営計画について

注) 今後の経営計画、エネルギー使用計画等について記入すること。

- 1) 20◎○にコジェネ(○×kW)の増設を検討
- 2) 20○●に空調設備の一部更新予定(1F～5F)
- 3) 20○×に空調設備の残りを更新

(日本産業規格A列4番)

【記載例】

第19号様式：別紙1その4

(5) 区分又は共同所有者の情報 事業範囲の区分所有者全員分

区分所有者の会社名（個人名）	業種	資本金 (千円)	従業員数 (人)	区分割合 (%)
(申請代表者) ※				

注) 区分所有者がいる場合のみ記載すること。
 注) 区分所有者全員の申請代表者への承諾書を添付すること。
 ※ 区分所有者の一行目には、申請代表者を記載すること。また区分所有者全員の情報を記載すること。
 添付書類：
 ①商業登記簿謄本（個人事業主の場合は、開業届の写し等、業種、設立年月日が証明される書類）、②建物登記簿謄本、
 ③決算報告書・確定申告書（直近3か年分）、④納税証明書（直近3か年分）、⑤会社概要書（パンフレット等）⑥申請同意書

(日本産業規格A列4番)

スマートエネルギーエリア形成推進事業

【記載例】

第19号様式 別紙2-1
コージェネレーションシステムによるエネルギー使用計画

○○▲年度	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
有効電力量	MWh	2,117	2,117	2,117	2,218	2,218	2,117	2,218	2,117	2,218	2,218	1,915	2,218	25,805
有効回収熱	GJ	2,232	942	1,123	7,106	7,106	5,441	950	1,669	5,074	7,106	6,137	6,290	51,178
燃料使用量	km ³ _N	385.1	385.1	385.1	403.4	403.4	385.1	403.4	385.1	403.4	403.4	348.4	403.4	4,694.0
	MWh	4,813	4,813	4,813	5,042	5,042	4,813	5,042	4,813	5,042	5,042	4,355	5,042	58,675
加重平均 全負荷相当時間	h	477	477	477	499	499	477	499	477	499	499	431	499	5,809
2.17×発電効率 +排熱利用率	—	108.3	100.9	101.9	134.6	134.6	126.8	100.7	105.1	123.4	134.6	134.6	130.1	119.7
電力融通量	MWh	1,050	1,100	1,050	1,150	1,250	950	850	1,050	1,100	950	950	1,050	12,500
熱融通量	GJ	1,800	1,300	1,200	4,300	4,300	3,500	1,100	1,500	3,300	4,300	3,800	4,100	34,500

○○△年度	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
電力量	MWh	2,117	2,117	2,117	2,218	2,218	2,117	2,218	2,117	2,218	2,218	1,915	2,218	25,805
排ガス回収熱	GJ	2,232	942	1,123	7,106	7,106	5,441	950	1,669	5,074	7,106	6,137	6,290	51,178
燃料使用量	km ³ _N	385.1	385.1	385.1	403.4	403.4	385.1	403.4	385.1	403.4	403.4	348.4	403.4	4,694.0
	MWh	4,813	4,813	4,813	5,042	5,042	4,813	5,042	4,813	5,042	5,042	4,355	5,042	58,675
加重平均 全負荷相当時間	h	477	477	477	499	499	477	499	477	499	499	431	499	5,809
2.17×発電効率 +排熱利用率	—	108.3	100.9	101.9	134.6	134.6	126.8	100.7	105.1	123.4	134.6	134.6	130.1	119.7
電力融通量	MWh	1,050	1,100	1,050	1,150	1,250	950	850	1,050	1,100	950	950	1,050	12,500
熱融通量	GJ	1,800	1,300	1,200	4,300	4,300	3,500	1,100	1,500	3,300	4,300	3,800	4,100	34,500

注) 工事完了予定年月の属する年度の翌年度から起算して2年間のエネルギー使用量の計画を記載すること。
注) 別紙2-3に号機別コージェネレーションシステムのエネルギー使用計画を作成すると自動的に、入力されます。

(日本産業規格A列4番)

スマートエネルギーエリア形成推進事業

【記載例】

第19号様式 別紙2-2

CGSを設置する建築物及び供給対象建築物等の電力需要計算書

	CGS設置建築物			B棟建築物			C棟建築物			補正後		
	負荷 合計 容量	補正 係数	補正後 負荷 合計 容量	負荷 合計 容量	補正 係数	補正後 負荷 合計 容量	負荷 合計 容量	補正 係数	補正後 負荷 合計 容量	負荷 合計 容量	補正 係数	補正後 負荷 合計 容量
	kVA (A)	(B)	kVA (A) × (B)	kVA (A)	(B)	kVA (A) × (B)	kVA (A)	(B)	kVA (A) × (B)	kVA (A)	(B)	kVA (A) × (B)
照明	420	0.68	286	140	0.68	95	300	0.68	204			
	300	0.27	81	100	0.27	27	200	0.27	54			
電灯 負荷		0.75			0.75			0.75				
	300	1	300	100	1	100	200	1	200			
空調及び換気関係（単相200V等） 給湯器等	100	0.94	94	30	0.94	28	60	0.94	56			
	500	0.94	470	100	0.94	94	300	0.94	282			
動力 負荷	1,700	0.75	1,275	500	0.75	375	1,200	0.75	900			
	300	0.21	63	100	0.21	21	200	0.21	42			
合 計	—	—	2,600	—	—	700	—	—	1,700	—	—	—

(注) ・契約電力に対する自立・分散型電源の出力の割合が10%以上である場合、又は供給対象建築物等の電力需要の実績値を有する場合は、本計算書の作成は不要である。ただし、証拠書類（電力請求書等）のコピーを添付すること。

・供給対象建築物等の電力需要の実績値を有する場合は、申請日から過去1年以内における最大電力（実績値）を供給対象建築物等の電力需要とする。

・供給対象建築物等の電力需要の実績値を有しない場合は、補正後負荷合計容量の合計を供給対象建築物等の電力需要とする。

・負荷合計容量の値の根拠資料（負荷リスト等）を添付すること。

・補正係数は、公社が別記に定める。（手続きの手引きの「2.申請の方法」の最終頁を参照すること。

・供給対象建築物等の電力需要の実績値がなく本様式を使用しない場合は、建設会社又は設計会社の根拠資料を添付すること。

（日本産業規格A列4番）

スマートエネルギーエリア形成推進事業

【記載例】

第19号様式 別紙2-3
号機別コージェネレーションシステムによるエネルギー使用計画

CGS	項目	単位	○◎年4月	○◎年5月	○◎年6月	○◎年7月	○◎年8月	○◎年9月	○◎年10月	○◎年11月	○◎年12月	○◎年1月	○◎年2月	○◎年3月
No.1	全負荷相当時間	h/月	504	504	504	528	528	504	528	504	528	528	456	528
	発電出力	kW/h	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	排熱回収出力	MJ/h	8,280	8,280	8,280	8,280	8,280	8,280	8,280	8,280	8,280	8,280	8,280	8,280
	排熱回収率	%	30	10	10	90	90	70	10	10	20	60	90	90
	燃料使用	m ³ /h	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400
	燃料使用量	千m ³ /月	202	202	202	211	211	202	211	211	202	211	211	182
	発電量	MWh/月	1,008	1,008	1,008	1,056	1,056	1,008	1,056	1,056	1,008	1,056	1,056	912
	排熱回収量	GJ/月	1,252	417	417	3,935	3,935	2,921	437	835	3,935	2,623	3,935	3,938
	燃料の発熱量	MJ/m ³	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45
	発電量(換算値)	GJ/月	3,629	3,629	3,629	3,802	3,802	3,629	3,802	3,802	3,629	3,802	3,802	3,283
No.2	有効活用量	GJ/月	4,981	4,046	4,046	7,736	7,736	6,550	4,239	4,463	4,463	6,425	7,736	6,881
	燃料使用発熱量	GJ/月	9,072	9,072	9,072	9,504	9,504	9,072	9,504	9,072	9,504	9,504	8,208	9,504
	2.17発電効率+排熱利用率	%	100.6	91.4	91.4	128.2	128.2	119.0	91.4	96.0	114.4	128.2	128.2	123.6
	全負荷相当時間	h/月	504	504	504	528	528	504	528	504	528	528	456	528
	発電出力	kW/h	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	排熱回収出力	MJ/h	6,480	6,480	6,480	6,480	6,480	6,480	6,480	6,480	6,480	6,480	6,480	6,480
	排熱回収率	%	30	15	20	90	90	75	15	15	25	70	90	90
	燃料使用	m ³ /h	320	320	320	320	320	320	320	320	320	320	320	320
	燃料使用量	千m ³ /月	161	161	161	169	169	161	169	169	161	169	169	146
	発電量	MWh/月	1,008	1,008	1,008	1,056	1,056	1,008	1,056	1,056	1,008	1,056	1,056	912
No.2	排熱回収量	GJ/月	980	490	653	3,079	3,079	2,449	513	816	2,395	3,079	2,659	2,737
	燃料の発熱量	MJ/m ³	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45
	発電量(換算値)	GJ/月	3,629	3,629	3,629	3,802	3,802	3,629	3,802	3,802	3,629	3,802	3,283	
	有効活用量	GJ/月	4,609	4,119	4,282	6,881	6,881	4,315	4,445	6,197	6,881	5,943	6,539	
	燃料使用発熱量	GJ/月	7,258	7,258	7,258	7,603	7,603	7,258	7,603	7,603	7,258	7,603	6,566	
	2.17発電効率+排熱利用率	%	122.0	115.3	117.5	149.0	149.0	142.3	115.3	119.8	140.0	149.0	149.0	
	全負荷相当時間	h/月	477	477	477	499	499	477	499	477	499	499	431	
	燃料使用量	千m ³ /月	385	385	385	403	403	385	403	385	403	403	348	
	発電量	MWh/月	2,117	2,117	2,117	2,218	2,218	2,117	2,218	2,117	2,218	2,218	1,915	
	排熱回収量	GJ/月	2,232	942	1,123	7,106	7,106	5,441	950	1,669	5,074	7,106	6,137	
合計又は平均	燃料の発熱量	MJ/m ³	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	
	発電量(換算値)	GJ/月	7,620	7,620	7,620	7,983	7,983	7,620	7,983	7,620	7,983	7,983	6,895	
	有効活用量	GJ/月	9,852	8,563	8,744	15,090	15,090	13,062	9,289	13,057	15,090	13,057	14,273	
	燃料使用発熱量	GJ/月	17,328	17,328	17,328	18,153	18,153	17,328	18,153	17,328	18,153	18,153	16,677	
	2.17発電効率+排熱利用率	%	108.3	100.9	101.9	134.6	134.6	126.8	100.7	105.1	123.4	134.6	134.6	
	全負荷相当時間	h/月	5,809	5,809	5,809	5,809	5,809	5,809	5,809	5,809	5,809	5,809	5,809	
	燃料使用量	千m ³ /年	4,694	4,694	4,694	4,694	4,694	4,694	4,694	4,694	4,694	4,694	4,694	
	発電量	MWh/年	25,805	25,805	25,805	25,805	25,805	25,805	25,805	25,805	25,805	25,805	25,805	
	排熱回収量	GJ/月	51,178	51,178	51,178	51,178	51,178	51,178	51,178	51,178	51,178	51,178	51,178	
	燃料の発熱量	MJ/m ³	540	540	540	540	540	540	540	540	540	540	540	
発電量(換算値)	GJ/年	92,897	92,897	92,897	92,897	92,897	92,897	92,897	92,897	92,897	92,897	92,897		
有効活用量	GJ/年	144,075	144,075	144,075	144,075	144,075	144,075	144,075	144,075	144,075	144,075	144,075		
燃料使用発熱量	GJ/年	211,231	211,231	211,231	211,231	211,231	211,231	211,231	211,231	211,231	211,231	211,231		
2.17発電効率+排熱利用率	%	119.7	119.7	119.7	119.7	119.7	119.7	119.7	119.7	119.7	119.7	119.7		

←年度を記載すること

(日本産業規格A列(3番))

【記載例】

第19号様式 別紙3
助成金事業工程表
(事業所の名称 ○×再開発地区(CGS設置事業所))

工程	平成〇〇年		平成〇△年		平成〇◇年		平成〇●年				
	〇月	△・〇・12月	1月	12月	1月	12月	1月	2月	■月	平成〇●年	
交付決定通知	◇										
工事契約		◆									
詳細設計				↑							
機器製作						↑					
据付工事								↑			
試運転										↑	
機器・工事検収引渡し										○	
工事完了届提出											○

注) 交付決定通知受領日を想定して記載すること。
注) 工程の内容は、適宜追加すること。

(日本産業規格A列4番)

スマートエネルギーエリア形成推進事業

5 実施要綱・交付要綱

る機能を共に有し、かつ、一基当たりの定格出力が10キロワット以上のも（充電コネクタ、ケーブルその他充電に必要な装備一式を備えた設備に限る。）

8 燃料電池自動車 搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。）

第4 本事業の具体的な内容

- 1 コージェネレーションシステム及び熱電融通インフラの設置に係る経費の助成
 - (1) 助成対象事業者

助成金の交付対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、(2)の助成対象事業を実施する事業者等とする。ただし、国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人並びに国及び地方公共団体の出資又は費用負担の比率が50%を超える法人は除く。
 - (2) 助成対象事業の要件

助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、スマートエネルギーエリアの形成を推進するものとして、次の全ての要件を満たすものとする。

- ア 都内の建築物において、コージェネレーションシステム又は熱電融通インフラを新たに設置すること。
- イ コージェネレーションシステムを設置する建築物及びコージェネレーションシステムから熱又は電力の供給を受ける建築物（以下「供給対象建築物」という。）においてエネルギーマネジメントを実施し、デマンドレスポンスの実行を可能にする体制を構築すること。
- ウ コージェネレーションシステムを設置する建築物又は供給対象建築物内に電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）第1条第14号に規定する公衆無線LANアクセササービスの利用が可能で一時的滞在施設を確保し、当該一時的滞在施設の所在地等についてインターネットの利用その他適切な方法により一般に周知すること。
- エ コージェネレーションシステムを設置する建築物又は供給対象建築物において再生可能エネルギー機器若しくは電気自動車用急速充電器を導入し、又は都内において燃料電池自動車を導入すること。

(3) 助成対象設備

- 助成金の交付対象となる設備は、次のとおりとし、別に定める要件を満たすものとする。
- ア コージェネレーションシステム
 - イ 熱電融通インフラ
 - (4) 助成対象経費

助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業の実施に要する経費のうち、(3)の助成対象設備の設置に要する次の経費とする。

 - ア 設計費（設備の設計等に要する費用をいう。）
 - イ 設備費（設備の購入等に要する費用をいう。）
 - ウ 工事費（工事に要する費用をいう。）

スマートエネルギーエリア形成推進事業実施要綱

(制定) 平成27年8月18日付27環地環第193号

第1 要綱の目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、「低炭素」・「快適性」・「防災力」の3つを同時に備えたスマートエネルギー都市の実現を目指し、スマートエネルギーエリアの形成を推進するために行う「スマートエネルギーエリア形成推進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 本事業の概要

- 1 都は、都内の建築物においてコージェネレーションシステム等を設置する事業者に対し、コージェネレーションシステム等の設置に必要な経費の一部を助成する。
- 2 都は、1の助成を受けた事業者に対し、コージェネレーションシステムの利用実績等を報告するよう求める。

第3 用語

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 スマートエネルギーエリア コージェネレーションシステム等から発生する熱又は電力を複数の建物間で融通することにより、平常時においてエネルギー効率の向上による省エネルギーを実現し、災害時等において系統電力（電気事業者が保有する電線路を介して供給される電力をいう。）が途絶えてもエネルギー供給を確保することができるエリア
- 2 熱電融通インフラ 建築物に設置されたコージェネレーションシステムから発生する熱又は電力を平常時、災害時等において複数の建築物に供給するために必要な熱導管又は送電線
- 3 エネルギーマネジメント 建築物内の電力消費量を把握するとともに、照明器具、空調調和設備等の効率的な運転管理、電力需要のピークの抑制等を行う取組
- 4 デマンドレスポンス 電力需要が逼迫した場合において、電気の使用者が支払う電気料金単価を高く設定すること、電気使用量を抑制した電気の使用量に対し協力金を支払うことその他の節電に資する手法を通じて、電気の使用者側において、電気の使用量を抑制する仕組み
- 5 一時的滞在施設 事業所における帰宅困難者対策ガイドライン（平成24年9月10日 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会）に規定する一時的滞在施設に準ずる施設を災害時に開設することができるよう必要な設備を用意した施設
- 6 再生可能エネルギー機器 再生可能エネルギー（太陽光又は太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱等のエネルギーをいう。）を熱又は電気に変換する機器
- 7 電気自動車用急速充電器 電気自動車（搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関を併用しない自動車をいう。）及びプラグインハイブリッド自動車（搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能ないし自動車をいう。）に充電するための設備であって、電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電池の充電を制御す

スマートエネルギーエリア形成推進事業

(2) 第4-2により、助成対象事業者から報告を受け、並びに助成対象事業者に対する指導及び助言を行うこと。

- 第6 本事業の実施期間
- 1 第4-1による助成金の交付申請の募集は、平成27年度から平成31年度まで行う。
 - 2 第4-1による助成金の交付は、平成27年度から平成33年度まで行う。
- 第7 その他必要な事項
- この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、東京都知事が別に定める。
- 附 則（平成27年8月18日付27環地環第193号）
- 1 この要綱は、平成27年8月18日から施行し、平成27年8月18日から適用する。

(5) 助成金額
助成金の交付額は、次の額とする。

- ア コージェネレーションシステム（熱電融通インフラと新たに接続する場合に限る。）
助成対象経費の2分の1の額（助成対象経費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては、助成対象経費の2分の1の額から当該補助金の額を控除した額又は助成対象経費の6分の1の額のうちのいずれか低い額）。ただし、4億円（国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては1億3千3百万円）を上限とする。
- イ コージェネレーションシステム（アを除く。）
助成対象経費の4分の1の額（助成対象経費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては、助成対象経費の2分の1の額から当該補助金の額を控除した額又は助成対象経費の6分の1の額のうちのいずれか低い額）。ただし、1億円（国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては6千7百万円）を上限とする。
- ウ 熱電融通インフラ（アとの併用可。）
助成対象経費の2分の1の額（助成対象経費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては、助成対象経費の3分の2の額から当該補助金の額を控除した額又は助成対象経費の6分の1の額のうちのいずれか低い額）。ただし、1億円（国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては3千3百万円）を上限とする。

2 助成対象事業者による報告等

- (1) 事業者の報告
- 助成対象事業者は、次に掲げる事項について、別に定める日までに、都に報告を行うものとする。
- ア コージェネレーションシステムの発電効率及び排熱利用率の実績
- イ エネルギーマネジメントの実施体制及びデマンドレスポンスの実行体制
- ウ 一時滞在施設の所在地等の周知の実績
- (2) 指導・助言
- 都は、必要に応じて、助成対象事業者に対し、(1)アからウまでの事項に係る取組について指導及び助言を行うものとする。

第5 本事業の実施体制

- 都は、次のとおり本事業を実施する。
- 1 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）に対し、第4-1による助成金の原資として出えんを行うものとする。
 - 2 公社は、1の出えん金を基に基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
 - 3 都は、1の出えん金のほか、公社に対し、次の事務を委託し、当該事務の執行に要する費用については、都の予算の範囲内において、委託料として公社に支払うものとする。
- (1) 2の基金を原資として、第4-1による助成金の交付を行うこと。

スマートエネルギーエリア形成推進事業

スマートエネルギーエリア形成推進事業助成金交付要綱

- (制定) 平成27年9月16日付27都環公総地第844号
- (改正) 平成28年3月31日付27都環公総地第1821号
- (改正) 令和元年7月4日付31都環公地温第506号

(目的)

第1条 この要綱は、スマートエネルギーエリア形成推進事業実施要綱（平成27年8月18日付27環地環第193号東京都環境局長決定。以下「実施要綱」という。）第5条3に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が東京都（以下「都」という。）の委託を受け事務を執行するスマートエネルギーエリア形成推進事業（以下「本事業」という。）における助成金（以下「本助成金」という。）の交付に関する必要な手続等を定め、事業の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、実施要綱に定めるもののほか、次のとおりとする。

- 一 天然ガス 天然ガス、液化天然ガスその他これらを主原料とする燃料であって、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年経済産業省・環境省令第3号）別表第1の第5欄に掲げる係数が天然ガス（液化天然ガスを除く。）の1.1倍未満のもの
- 二 東京都ビジネス事業者 東京都地球温暖化対策ビジネス事業者登録・紹介制度実施要綱（平成17年4月25日付17環都計第22号）第3条第1項の規定により登録を受けている地球温暖化対策ビジネス事業者

三 リース契約 本助成金の交付対象となる設備（以下「助成対象設備」という。）の所有者である貸主が、当該設備の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該設備を使用収益する権利を与え、借主は、当該設備の使用料を貸主に支払う契約であって、次のア及びビに掲げる要件に該当するものをいう。

- ア リース期間の中途において当事者の一方又は双方がいつでも当該契約の解除をすることができるものでないこと。
- イ 借主が、当該契約に基づき使用する物件（以下「リース物件」という。）からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ当該リース物件の使用に伴って生じる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。
- 四 割賦販売 助成対象設備の所有者である売主が、当該設備の買主に対し、当事者間で合意した期間にわたり月賦、年賦その他の賦払の方法により分割して当該設備の販売代金を買主から受領し、かつ、当該代金の全部の支払の義務が履行される時まで当該設備の所有権が売主に留保されることを条件に、当該設備を販売すること。
- 五 リース事業者 リース契約又は割賦販売契約に基づき、助成対象設備のリース又は販売を行う

者

六 E S C O事業者 省エネルギー診断を受ける者との間で、当該省エネルギー診断に基づき、助成対象設備の導入により一定以上の省エネルギー効果の達成を保証する契約（以下「パフォーマンンス契約」という。）を締結する事業者

七 更新設置 既設のエネルギーシステム又は熱電融通インフラの代替として助成対象設備を新たに設置すること。

八 新規設置 更新設置を除き、助成対象設備を新たに設置すること。

九 自立分散型電源 平常時にあっては当該電源から電力の供給を受け、災害時等にあっては系統電力が途絶えても当該電源から電力の供給を受けて事業の継続を図ることのできる電源

(助成対象事業者)

第3条 本助成金の交付対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、実施要綱第4条第1項に規定する者のうち次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- 一 次に掲げる者のうち、いずれかの者であること。
 - ア 本助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）を実施する事業者（以下「助成対象事業実施者」という。）
 - イ 助成対象設備に係るリース契約、割賦販売契約及びパフォーマンンス契約に係る契約（以下「リース契約等」という。）を助成対象事業実施者と締結し、又は締結しようとし、共同して助成対象事業を実施しようとするリース事業者又はE S C O事業者（助成対象事業実施者と共同で交付申請を行う場合に限る。）
 - ウ 助成対象事業で設置する助成対象設備が建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第89号）第2条第2項の区分所有者の全員の共有に属する場合にあっては、同法第25条第1項の管理者又は同法第47条第2項の管理組合法人
 - ニ 過去に税金の滞納がない者、刑事上の処分を受けていない者その他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる個人又は団体は、助成対象事業者としない。
 - 一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - 二 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条例第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
 - 三 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

(助成対象事業)

第4条 助成対象事業は、実施要綱第4条第1(2)に掲げる要件を満たすものとする。

スマートエネルギーエリア形成推進事業

- （助成対象設備）
- 第5条 助成対象設備は、実施要綱第4 1（3）に規定し、次の各号に掲げるものであって、当該各号の要件を満たすものとする。
- 一 コージェネレーションシステム
 - ア 更新設置又は新規設置であること。
 - イ 使用する燃料は天然ガスであること。ただし、災害等により、天然ガスの供給が途絶した場合はこの限りでない。
 - ウ 自立分散型電源であること。
 - エ 1台当たりの発電出力が30キロワット以上のものの場合にあっては、次の条件を満たすものであること。この場合において、発電効率及び排熱利用率は、いずれもパーセントで表した値とし、発電効率は定格値（高位発熱量基準）を用いるものとする。

$$2.17 \times \text{発電効率} + \text{排熱利用率} > 87$$
 - オ 1台当たりの発電出力が30キロワット未満のものの場合にあっては、東京都低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定制度の認定を受けたものであること。
 - カ 発電出力の合計が50キロワット以上であること。
 - キ 更新設置の場合にあっては、発電出力の合計が既設のコージェネレーションシステムの発電出力の合計より大きいこと。
 - ク 発電出力がコージェネレーションシステムを設置する建築物及びコージェネレーションシステムから電力の供給を受ける建築物の最大電力需要の合計の10パーセント以上であること。
 - ケ 未使用品であること。
 - 二 熱電融通インフラ
 - ア 新規設置であること。
 - イ 更新設置又は新規設置であるコージェネレーションシステムから発生する熱又は電気を複数の建物間で融通するもの、又は既にコージェネレーションシステムを設置している建築物（既に他の建築物との間で熱又は電力を融通している建築物は除く。）と接続されるものであること。
 - ウ 未使用品であること。
 - エ 本事業において交付決定を受けたコージェネレーションシステムを設置した建築物と接続するものでないこと。
- （助成対象経費）
- 第6条 本助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、実施要綱第4 1（4）に規定する経費であって、公社が必要かつ適切と認めたものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、助成対象としない。
- 一 過剰であるとみなされるもの、予備若しくは将来用のもの又は助成対象事業以外において使用することを目的としたものに要する経費
 - 二 第9条第3項に規定する交付の決定をした日の前に契約を締結したものに係る経費
 - 3 助成対象経費に助成対象事業者の自社製品の調達分又は助成対象事業者に関係する者からの調達分がある場合は、本助成金交付の目的に鑑み、利益等排除を行った経費を助成対象経費とするものとする。
- （本助成金の額）
- 第7条 本助成金の交付額は、実施要綱第4 1（5）に規定する金額（以下「基本交付額」という。）とする。
- 2 本助成金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 助成金を交付する全ての助成対象事業者の基本交付額の合計が助成金に係る予算の範囲を超える場合には、別に定める方法により交付額の合計が助成金に係る予算の範囲内となるよう調整した額を交付額とする。
- （本助成金の交付申請）
- 第8条 本助成金の交付を受けようとする者は、公社が別に定める期間中に助成金交付申請書（第1号様式）及び別表第1に掲げる書類を公社に提出しなければならない。
- 2 前項において、リース事業者又はESCO事業者が助成対象事業を実施しようとする場合は、リース契約等を締結し、又は締結しようとする助成対象事業実施者とリース事業者又はESCO事業者が共同で申請しなければならない。
- 3 前項の規定は、第13条第2項、第14条第1項、第16条第1項、第17条、第19条第2項、第20条及び第21条第1項に規定する申請をした場合に準用する。
- （本助成金の交付決定）
- 第9条 公社は、前条第1項に規定する本助成金の交付の申請を受けた場合は、当該申請内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、公社の予算の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行う。
- 2 公社は、前項の決定を行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
- 3 公社は、第1項の規定において、本助成金を交付することとする場合にあっては助成金交付決定通知書（第2号様式）により、不交付とする場合にあっては助成金不交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。
- （交付の条件）
- 第10条 公社は、前条第1項に規定する本助成金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、前条第3項に規定する本助成金の交付決定通知書を受けける助成対象事業者（以下「助成事業者」という。）に対し、交付の条件として、次の条件を付すものとする。
- 一 災害時等に系統電力が途絶えた場合にあって、コージェネレーションシステムを設置する建築物

スマートエネルギーエリア形成推進事業

- イ コージェネレーションシステムを設置する建築物又は供給対象建築物の敷地内に設置すること。
- ウ 設置台数は1台以上であること。
- 九 燃料電池自動車は、次の要件を満たすこと。
 - ア 前条第3項に規定する本助成金の交付決定の通知を受領した日から第21条第1項の規定により実績報告書を提出する日までの間に、初度登録された自動車（中古のものを除く。）であること。
 - イ 道路運送車両法第60条第1項の規定により交付される自動車検査証における使用の本拠の位置の住所が都内にあること。
 - ウ 導入台数は1台以上であること。
- 十 第8条第2項の規定により共同申請を行った助成事業者は、次の要件を満たすこと。
 - ア 助成事業（助成対象事業に要する経費に關し、前条第3項の助成金の交付決定を受けた当該助成対象事業をいう。以下同じ。）の着手の日までに、リース契約等を締結していること。
 - イ リース契約等におけるリース料、割賦販売価格又はパフォーマンンス契約のサービスクレジットに本助成金に相当する金額が減額されていること。
 - ウ E S C O事業者にあつては、助成事業の着手の日から第21条第1項の規定により実績報告書を提出した日の属する年度の翌年度から起算して3箇年度目の5月末日までの間、業種区分がE S C O事業者である東京都ビジネス事業者であること。ただし、国、地方公共団体その他の公的機関等と、交付申請日の属する年度から起算して過去3箇年度以内に、省エネルギーに関する包括的なサービスに係る契約を締結した実績がある場合はこの限りでない。
- 十一 助成対象経費に關して本助成金以外に都から交付される助成金その他の給付金を受給しないこと。
- 十二 前条第3項の本助成金の交付決定の通知を受領した日以降に都又は公社が本事業の事業者名、事業所名その他本事業の実施に關連する事項を公表することを承諾し、かつ、その公表に協力すること。
- 十三 第21条第1項の規定により実績報告書を提出した日から当該提出日の属する年度の翌年度から起算して3箇年度目の5月末日までの間、コージェネレーションシステムについて第5条第1号に定める要件を満たすこと。
- 十四 本規程、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業を行うこと。
- 十五 公社が第24条第1項の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うこと。
- 十六 公社が第25条第1項の規定により助成金の全部又は一部の返還を請求したときは、公社が指定期日までに返還するとともに、第26条第2項の規定により違約加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかつたときは、第27条第2項の規定により延滞金を納付すること。
- 十七 公社が助成事業の適正な執行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行うと

- 物及びコージェネレーションシステムから熱又は電力の供給を受ける建築物（以下「供給対象建築物」という。）はコージェネレーションシステムから電力又は熱の供給を受けて事業の継続を図ること。ただし、コージェネレーションシステムの損壊その他やむを得ない理由により、コージェネレーションシステムの活用ができなかつたときはこの限りでない。
- 二 コージェネレーションシステムの発電効率及び排熱利用率を検証するため、必要な計測機器を設置するとともに、第21条第1項の規定により実績報告書を提出した日の属する年度の翌年度から起算して2箇年度、各年度の発電効率及び排熱利用率の実績について、翌年度の5月末日までに、発電効率及び排熱利用率の実績に關する報告書（第4号様式）及び別表第2に掲げる書類を公社に提出すること。
- 三 コージェネレーションシステムを設置する建築物及び供給対象建築物において、エネルギーマネジメントを実施し、かつデマンドレスポンスの実行を可能にする体制を構築すること。また、第21条第1項の規定により実績報告書を提出した日の属する年度の翌年度から起算して2箇年度、各年度のエネルギーマネジメントの実施状況及びデマンドレスポンスの実行を可能にする体制について、エネルギー利用等の情報交換実績に關する報告書（第5号様式）を翌年度の5月末日までに、公社に提出すること。
- 四 コージェネレーションシステムを設置する建築物又は供給対象建築物において公衆無線LANサービスを利用を無償で行うことができる一時滞在施設を確保し、災害時等に系統電力が途絶えた場合においてコージェネレーションシステムから一時滞在施設に必要な電力を供給すること。ただし、当該施設の機能維持及び活用を図ること。ただし、コージェネレーションシステムの損壊その他やむを得ない理由により、コージェネレーションシステムの活用ができなかつたときはこの限りでない。
- 五 一時滞在施設を確保する者は、インターネットの利用その他適切な方法により、当該施設が災害時等に一時滞在施設となる旨、当該施設の所在地等を一般に周知し、第21条第1項の規定により実績報告書を提出した日の属する年度の翌年度末までに、一時滞在施設の所在地等の周知の実績に關する報告書（第6号様式）を公社に提出すること。
- 六 前条第3項に規定する本助成金の交付決定の通知を受領した日から第21条第1項の規定により実績報告書を提出した日までの間に、コージェネレーションシステムを設置する建築物又は供給対象建築物において再生可能エネルギー機器若しくは電気自動車用急速充電器を導入し、又は都内において燃料電池自動車を導入すること。
- 七 再生可能エネルギー機器は、次の要件を満たすこと。
 - ア 未使用品であること。
 - イ コージェネレーションシステムを設置する建築物又は供給対象建築物の敷地内に設置すること。
 - ウ 発電量が年間1万キロワット時以上、又は熱量（一次エネルギー換算量）が年間97.6ギガジュール以上を見込めること。
 - ハ 電気自動車用急速充電器は、次の要件を満たすこと。
 - ア 未使用品であること。

スマートエネルギーエリア形成推進事業

(助成事業の計画変更に伴う申請)
第16条 助成事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ助成事業実施計画変更申請書（第9号様式）を提出しなければならない。

- 一 助成事業の内容を変更しようとするとき。
- 二 助成対象経費の内訳を変更しようとするとき。
- 2 公社は、前項の申請を受け、その内容が妥当であると認めるときは、変更を承認するものとする。
- 3 公社は、前項の承認を受けたときは、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
- 4 公社は、第2項の承認をしたときは、その旨を当該助成事業者に通知するものとする。
- 5 公社は、第2項の承認に当たり、必要に応じ条件を付することができるものとする。

(事業者情報の変更に伴う届出)

第17条 助成事業者は、個人にあっては氏名、住所等を、法人にあっては名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地等を変更した場合は、速やかに住所等の変更届出書（第10号様式）を提出しなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第18条 助成事業者は、第9条第1項に規定する交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、公社の承認を事前に得た場合はこの限りではない。

2 公社は、前項ただし書の承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

(工事遅延等の報告)

第19条 助成事業者は、第8条第1項の規定により提出した助成事業実施計画書に基づき工事等を進捗させるよう努めなければならない。

2 助成事業者は、やむを得ない事由により工事が予定の期間内に完了することができないと見込まれるときは、速やかに工事遅延等報告書（第11号様式）を提出しなければならない。

3 公社は、前項の工事遅延等報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、当該助成事業者に対し、助言その他必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(助成事業の廃止)

第20条 助成事業者は、やむを得ない理由により助成事業を廃止しようとするときは、速やかに助成事業廃止申請書（第12号様式）を提出しなければならない。

2 公社は、前項の申請を受けた場合は、その内容を審査し、妥当であると認めるときは、廃止を承認するものとする。

3 公社は、前項の承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

4 公社は、第2項の承認をしたときは、その旨を当該助成事業者に通知するものとする。

5 公社は、第2項の承認に当たり、必要に応じ条件を付することができるものとする。

するときは遅滞なくこれに応ずること。

2 本事業に係る公社への委託が終了しているときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(助成対象設備の使用開始時期)

第11条 助成事業者が設置するコージェネレーションシステム又は熱電融通インフラについては、第21条第1項の規定により実績報告書を提出した日の属する年度の翌年度から起算して3箇年度目の5月末日までに使用を開始すること。

(契約等)

第13条 助成事業者は、助成事業の実施に当たり、売買、請負その他の契約を行う場合は、入札、複数者からの見積書の徴収その他の方法により競争に付さなければならない。ただし、当該助成事業の運営上、競争に付すことが著しく困難又は不適當である場合はこの限りでない。

2 契約の結果、第9条第3項の本助成金の交付決定で通知した助成対象経費が減額となった場合、原則として、本助成金の交付上限額は、契約後の助成対象経費により決定する。

(事業開始に伴う届出)

第13条 助成事業者は、第9条第3項の本助成金の交付決定の通知を受領した日から6か月以内に、助成事業に着手しなければならない。

2 助成事業者は、助成事業に着手した日から14日以内に、助成事業開始届出書（第7号様式）及び別表第3に掲げる書類を公社に提出しなければならない。

(申請の撤回)

第14条 助成事業者は、第9条第1項による本助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、同条第3項の本助成金の交付決定の通知を受領した日から14日以内に助成金交付申請撤回届出書（第8号様式）を公社に提出し、申請の撤回をすることができる。

2 公社は、前項の助成金交付申請撤回届出書の提出があったときは、その内容を、都に報告するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第15条 公社は、本助成金の交付の決定をした場合において、天災地変その他本助成金の交付の決定後生じた事情の変更により本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合においては、本助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 公社は、前項の取消し又は変更に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

スマートエネルギーエリア形成推進事業

- (実績報告)
- 第21条 助成事業者は、助成事業に係る工事が完了したときは、速やかに実績報告書（第13号様式）及び別表第4に掲げる書類を公社に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する提出は、平成33年12月28日までに行わなければならない。
- (助成金の額の確定)
- 第22条 公社は、前条の規定により実績報告書を受けた場合には、当該報告書の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成事業の内容が第9条第1項の交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めるときは、交付すべき本助成金の額を確定し、その旨を助成事業者に助成金確定通知書（第14号様式）により通知するものとする。
- (本助成金の交付)
- 第23条 助成事業者は、前条に規定する本助成金の額の確定通知を受け、本助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書（第15号様式）を提出しなければならない。
- 2 公社は、前項の助成金交付請求を受けた場合は、その内容を確認し、妥当であると認められたものについて、本助成金を支払うものとする。
- (交付決定の取消し)
- 第24条 公社は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第9条第1項に規定する本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。
- 一 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
 - 二 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
 - 三 本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。
 - 四 交付決定を受けた者（法人にあっては代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が暴力団員等又は暴力団に該当するに至ったとき。
 - 五 その他本助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。
- 2 公社は、前項の決定に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
- 3 公社は、第1項の規定により取消しをした場合は、速やかに当該助成事業者へ通知するものとする。
- 4 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、第1項及び第3項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。
- (本助成金の返還)
- 第25条 公社は、助成事業者に対し、第15条第1項又は前条第1項の規定により取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、当該助成事業者に対し、期限を付して当該本助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 2 助成事業者は、前項の規定により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該本助成金を公社に返還しなければならない。
- 3 助成事業者は、前項の規定により本助成金を返還したときは、公社に対し、助成金返還報告書（第16号様式）を提出しなければならない。
- 4 前項の規定は、次条第1項に規定する連約加算金及び第27条第1項に規定する延滞金を請求した場合に準用する。
- 5 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、第1項から第3項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。
- (連約加算金)
- 第26条 公社は、第24条第1項の規定により取消しを行った場合において、助成事業者に対し前条第1項に規定する返還請求を行ったときは、当該助成事業者に対し、本助成金の受領の日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した連約加算金を請求するものとする。
- 2 助成事業者は、前項に規定する連約加算金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。
- (延滞金)
- 第27条 公社は、助成事業者に対し、第25条第1項の規定により本助成金の返還を請求した場合であって、当該助成事業者が、公社が指定する期限までに当該返還金額（連約加算金がある場合には当該連約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該助成事業者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとする。
- 2 助成事業者は、前項に規定する延滞金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。
- (他の助成金等の一時停止等)
- 第28条 公社は、助成事業者に対し、本助成金の返還を請求し、助成事業者が当該本助成金、連約加算金又は遅延金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとする。
- 2 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

スマートエネルギーエリア形成推進事業

(財産の管理及び処分)

第29条 助成事業者は、助成事業により取得し、整備し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）の管理及び処分（本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。）に關して、次の事項を守らなければならない。

- 一 取得財産等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数の期間（以下「法定耐用年数の期間」という。）において、善良な管理者の注意を持って管理し、本助成金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ることとし、処分してはならない。
- 二 取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上のものであって法定耐用年数の期間内に処分しようとする場合は、取得財産等処分承認申請書（第17号様式）により公社の承認を受けること。
- 三 公社は、前項の規定により取得財産等の処分を承認しようとする場合には、助成事業者に対し、助成金等交付財産の財産処分承認基準（平成26年4月1日26都環公総地第6号）第3 2に定める方法により算出した額（以下「算出金」という。）を請求するものとする。
- 四 助成事業者は、前項の規定により算出金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 五 公社は前項の規定により、助成事業者から算出金が納付され、処分を承認したときは速やかに財産等処分承認通知書（第18号様式）により、通知するものとする。

第30条 助成事業者は、前項の規定に従って、その収支を明確にした証拠書類を整備しなければならない。

第31条 助成事業者は、前項の規定により、第21条第1項の規定により実績報告書を提出した日の属する公社の会計年度終了の日から15年間保存しておくなければならない。

(助成事業の経理)

第32条 助成事業者は、助成事業の経理について、その収支を明確にした証拠書類を整備しなければならない。

第33条 助成事業者は、前項の規定により、第21条第1項の規定により実績報告書を提出した日の属する公社の会計年度終了の日から15年間保存しておくなければならない。

(調査等)

第34条 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があるときは、助成事業者に対し、本事業に關し報告を求め、助成事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

第35条 助成事業者は、前項の規定により報告の徴収、事業所等への立ち入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

第36条 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、第1項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(指導・助言)

第37条 公社は、本事業の適切な執行のため、助成事業者に対し必要な指導及び助言を行うことができる。

第38条 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(事業効果の報告)

第39条 公社は、助成事業者から第10条第1項第2号、第3号及び第5号の報告書の提出を受けた場合には、速やかに都に報告するものとする。

(個人情報等の取り扱い)

第40条 公社は、本事業の実施に關して知り得た助成事業者等に係る個人情報及び企業活動上の情報（以下「個人情報等」という。）については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供することができる。

第41条 前項及び法令に定められた場合を除き、公社は、本事業の実施に關して知り得た助成事業者等の個人情報等について、本人の承諾なしに、第三者に提供しないものとする。

(その他必要な事項)

第42条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うため必要な事項は、公社が別に定める。

附 則（平成27年9月16日付27都環公総地第844号）

(施行期日)

この要綱は、平成27年9月16日から施行し、平成27年9月16日から適用する。

附 則（平成28年3月31日付27都環公総地第1821号）

(施行期日)

この要綱は、平成28年3月31日から施行する。

附 則（令和元年7月4日付31都環公地温第506号）

(施行期日)

この要綱は、令和元年7月4日から施行する。

スマートエネルギーエリア形成推進事業

別表第1（第8条関係）

	必要書類	備考
1	全体配置図（電力・熱の利用場所、助成対象設備の位置が明示されているもの） 配置図、システムフロー図、配管系統図（助成対象設備が明示されているもの）	
3	機器カタログ（コジェネレーション、排熱利用設備等）	
4	電気設備概要（系統接続方式、電気設備（単線結線図、配置図等））（助成対象設備が明示されているもの）	※1
5	見積書の写し（発行後3か月以内のもの）	
6	会社概要書（パンフレット、地図等）	
7	定款（個人の事業者の場合は不要）	
8	履歴事項全部証明書又は登記簿謄本の写し（発行後3か月以内のもの）	※2
9	決算報告書（直近3年分）	※3
10	納税証明書（直近3年分）	
11	建物登記簿謄本の写し（発行後3か月以内のもの） 未登記の場合は、確認申請書、確認済証又は検査済証の写し	
12	リース契約書等（案）（リース事業者、ESCO事業者との共同申請の場合）	※4
13	料金計算書（リース事業者、ESCO事業者との共同申請の場合）	※4
14	助成事業実施計画書（第19号様式）	
15	区分所有者等の申請に係る同意書（第20号様式）（助成対象設備に区分所有がある場合）	※4
16	助成対象事業の実施に係る同意書（第21号様式）（助成対象事業者とコジェネレーションシステムを設置する建築物又は供給対象建築物の所有者が異なる場合）	※4
17	誓約書（第22号様式）	
18	その他当社が必要と認める書類	

※1 見積書は経費の区分（設計費、設備費、工事費の区分）及び助成対象経費が明確に分かるよう
に注釈をつけること。

※2 個人の事業者の場合は、助成対象事業者の住民票とする。

※3 個人の事業者の場合は、決算報告書に類する書類とする。

※4 該当する場合には、書類を添付すること。

別表第2（第10条関係）

	必要書類	備考
1	月別の発電効率及び排熱利用率の実績	
2	発電効率及び排熱利用率の実績を検証するために必要な計測機器の測定値（帳票等）	
3	その他当社が必要と認める書類	

別表第3（第13条関係）

	必要書類	備考
1	工事契約書の写し	
2	工事契約見積書の写し（複数者分）	
3	リース契約又は割賦販売契約の写し（リース事業者との共同申請の場合）	※1
4	ESCO事業者とのパフォーマンスマンズ契約書の写し（ESCO事業者との共同申請の場合）	※1
5	工事工程表	
6	その他当社が必要と認める書類	

※1 該当する場合には、書類を添付すること。

別表第4（第21条関係）

	必要書類	備考
1	助成事業経費内訳書	
2	竣工図面	
3	工事写真	
4	試運転結果報告書	
5	一時滞在施設の概要書	
6	再生可能エネルギー機器関係書類（設置図面、機器仕様書、カタログ等）	※1
7	電気自動車用急速充電器関係書類（設置図面、機器仕様書、カタログ等）	※1
8	燃料電池自動車関係書類（自動車検査証）	※1
9	その他当社が必要と認める書類	

※1 購入した設備について、書類を添付すること。